

平成25年知立市議会12月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成25年12月16日（月） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

杉山 千春	田中 健	永田 起也	坂田 修
石川 信生	村上 直規	風間 勝治	高橋 憲二

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	清水 清久	協 働 推 進 課 長	野村 裕之
企 画 政 策 課 長	池田 立志	総 務 部 長	今井 尚
総 務 課 長	岩瀬 博史	安 心 安 全 課 長	高瀬 季治
税 務 課 長	小笠原忠利	会 計 管 理 者	鈴木 健一
監査委員事務局長	高木 洋幸	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	加古 和市	教 育 庶 務 課 長	石川 典枝
学 校 教 育 課 長	伊藤 武男	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	佐藤 豊
文 化 課 長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	議 事 課 長	島津 博史
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第57号	知立市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第58号	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第65号	平成25年度知立市一般会計補正予算（第5号）	〃
議案第68号	平成25年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）	〃
陳情第24号	社会保障の施策拡充についての陳情書	不採択
陳情第25号	消費税率引き上げ中止を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第41号	医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第42号	自治体における非正規雇用・公務公共関係労働者の雇用・待遇の抜本改善を求める意見書に関する陳情書	〃
陳情第47号	特定秘密保護法（案）に関する反対の意見書の提出を求める陳情書	〃

午前9時59分開会

○田中健委員長

定足数に達していますので、ただいまより企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は9件、すなわち議案第57号、議案第58号、議案第65号、議案第68号、陳情第24号、陳情第25号、陳情第41号、陳情第42号、陳情第47号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第24号、陳情第25号、陳情第41号、陳情第42号、陳情第47号の5件につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案の審査が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合はまとめて10分程度といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、愛知自治体キャラバン実行委員会より提出されました陳情第24号、陳情第25号の提出者代理人、西村秀一さん、説明席にお座りください。

それでは、西村さん、陳情第24号、陳情第25号の趣旨説明をお願いいたします。

○西村秀一氏

今日は、趣旨説明を述べさせていただく機会を設けていただき、ありがとうございました。

私は、愛知県社会保障推進協議会事務局次長の西村秀一といたします。自治体キャラバン実行委員会では、今回提出させていただいた陳情書のよう

に、毎年県内全ての自治体に陳情書を提出し、当局とも懇談しています。特に昨年度は、子供の医療費助成制度など、愛知県の福祉医療制度の一部負担金の導入に対して、ぜひ反対してくださいとの陳情に対しては意見書を提出いただくなどの御努力をいただき、ことし6月に愛知県知事は、在任中の見直しは行わないと言明し、現行の福祉医療制度を守ることができました。ありがとうございました。

知立市へは全部で15の陳情を提出させていただきましたが、多くは市民福祉員会へ付託されました。既に陳情趣旨説明をさせていただきました。企画文教委員会では、社会保障の施策の拡充についての陳情書と消費税率引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情書の2つが付託されています。この2つについて、陳情趣旨を説明させていただきます。

さきの臨時国会で特定秘密保護法案が強行成立したその日、あわせて持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革推進に対する法律案、いわゆる社会保障制度改革推進プログラム法案も強行され、2014年度から数年の間、介護、福祉、医療、年金などの総じて国民負担増と社会給付費縮小の計画を進めることが決められました。安倍内閣の進めようとする社会保障改革の基本は、国の責任を放棄し、自助、共助の名のもとに、その責任を国民と自治体に押しつけるものです。

今後、必要な法改正を行い、例えば介護保険の一定所得者以上の一部負担を1割から2割に引き上げるなど、2014年の通常国会で改正法案を成立させ、2015年から実施する計画ということですが、法の改正を待たずに、ことしから来年にかけて次の3つの社会保障縮小負担増が実施に移されています。また、移されようとしています。

既に8月に社会保障保護費の引き下げが行われました。2014年と2015年の4月と合わせて3回引き下げが予定されていますが、6.5%の引き下げとのこと。また、ことしの10月から年金引き下げが実施され、2014年、2015年の4月と3回に分けて2.5%の引き下げが予定されています。さ

らに2014年4月から70歳から74歳の人の医療費一部負担が順次1割から2割に引き上げられます。安倍内閣のこうした施策に、ぜひとも自治体として反対いただくと同時に、住民の暮らしを守るため、ぜひ要望事項について実現いただきますよう要請します。

具体的に第1の社会保障拡充の要望について、まず、自治体の基本的あり方、愛知県地方税滞納整理機構の問題についてです。

私たちの要望の基本は、徴税は自治体の業務であり、法的根拠のない滞納整理機構が徴税の業務を行うことは、その権限がなく、当面3年ということで始められておりましたが、2013年度がその最終年度で、2014年度以降は継続しないでほしいということです。

現に、この間さまざまな問題が起きています。愛知県社会保障推進協議会傘下の中小業者の方の団体からは、国保税を含む強制的な税の徴収は銀行口座の差し押さえとなり、中小商工業者の銀行口座の差し押さえは、事業そのものができなくなるということに加えて、生活費も差し押さえられたとの訴えもありました。

私たちのアンケートに対して知立市からは、市の窓口でも分割納税、減免、執行停止などの相談に応じるとされております。ぜひ該当者の相談に当たっては、滞納整理機構への呼び出しではなく、知立市の窓口で相談に乗っていただくようお願いしたいと思います。

次に、(1)の子育て支援について、特に就学援助の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてくださいという要望です。知立市では生活保護基準ベースにするのではなく、児童扶養手当の所得制限の1.1との基準で対応いただき、生保基準で1.4、あるいは1.6と、私たちの要望を既に満たしていただいております。また、申請窓口の問題でも大変御努力いただき、さらにことしの11月から民生委員の証明も必要なくしていただき、大変ありがとうございます。

ただ、ことしの8月に生活保護基準が引き下げられました。生活保護基準の引き下げは、福祉制

度全体の問題であり、国民健康保険や介護保険、就学援助、保育などの減免や支援制度を初め、国が示しただけでも38制度に及びます。児童扶養手当の所得制限は、多分直接連動しないとは考えられますが、念のため御確認をお願いしたいと思います。生活保護基準の引き下げによって、今後、就学援助を受けることができた児童が、環境が変わらなのに外されることのあるかないか内容の確認と、もしあった場合、その対応をいただきたいというのが私たちの要望です。

子供の貧困の問題は、社会の責任です。②の給食費について、知立市では就学援助の項目にも入れていただけていますが、他市ではそうでないところもあります。私たちは義務教育、給食費の無償化をぜひお願いしていますが、御検討いただきたいと思います。

また、③の放射線被爆から子供を守るための食の安全管理など、さらに御努力いただきたいと思えます。

次に、2の避難所施策の拡充について、特に女性に配慮した避難所については、授乳室や更衣室を配慮した対応を検討すると回答いただいております。よろしく申し上げます。

障がい者(児)や高齢者など、介護を含む特別の援助が必要な人に対して、避難所のバリアフリー化を含めた要望に対しては、いただいた回答では避難所は市内の小・中学校が中心とのこと。教育委員会との検討が必要とされていますが、本日は企画文教委員会であり、特にこの点でもよろしくお願したいと思います。

3.11での経験から、東北では、今日、なお障がい者が大変な状態に置かれており、私たち傘下の障がい者団体は、今でも人、物、お金の支援を行っています。福祉避難所の設置を初め、ぜひ万全を期していただくようお願いいたします。

大きな2つ目で、消費税率引き上げ中止を求める意見書の提出の陳情についてです。

消費税についての私たちの考え方は、低所得者ほど負担が重い社会保障逆行税ということで、基本的な点で反対です。同時に、今の経済状況で消

費税増税を行えば景気は一層冷え込み、国民生活を窮地に追いやり、景気対策にも財政対策にもならず、ぜひ2014年4月の実施の中止の意見書を国に提出していただきたいとのお願いです。

既に述べさせていただきました生活保護と年金の引き下げが始まり、来年4月にはいずれも2回目の引き下げが行われる。70歳から74歳の人の医療費一部負担も来年の4月から始まる。そのあと、社会保障の国民負担増と給付引き下げが連続して行われる。これでは消費税増税は社会保障のためとは、真っ赤なうそではありませんか。

1997年をピークに国民所得は減り続け、労働者の平均年収は70万円も減少しました。安倍内閣は、アベノミクスで景気の指標は上向いたとしていますが、来年4月からの引き上げを決断しましたが、最近の経済指標は減速し、ほとんどの労働者が実感としてアベノミクスの恩恵はないとしています。中小企業は長年にわたる不況のもとで、消費税を販売価格に転嫁できない状態が続いている上、円安による原材料価格の上昇を価格転嫁できず、消費税が増税されたら店を畳むしかないという悲痛な声が広がっています。消費税が10%に増税されたら4人家族で年間16万円もの負担増と言われていますが、国民生活を破壊する消費税をやめる、政府に決断をぜひ迫っていただきたいと思います。今なら間に合います。ぜひよろしく願います。

以上で、陳情の趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○田中健委員長

趣旨説明が終わりました。

ただいまの趣旨説明に対し、質問等がありましたら発言をお願いします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質問なしと認めます。これで陳情第24号、陳情第25号の趣旨説明を終わります。

西村さん、傍聴席にお戻りください。

次に、愛知県医療介護福祉労働組合連合会より提出されました陳情第41号の提出者代理人、林さん、説明席にお座りください。

それでは、林さん、陳情第41号の趣旨説明をお願いします。

○林 信悟氏

今日は、このような機会を設けていただきまして、本当にありがとうございます。

私どもは、愛知県医療介護福祉労働組合と申します県内に48の医療介護の組合の連合会でございます。名古屋大学であったり、あるいは自治体病院、厚生連関係の病院、民間病院など、この地域では安城厚生病院や刈谷豊田総合病院が我々の仲間でございます。県内に1万1,557人の組合員がおる、そういう組織でございます。

今日は、医師、看護師、介護職員の確保に影響を及ぼすということで4月からの消費税の増税を中止してほしい、そういう陳情でございます。先ほど西村さんのほうからもありましたが、我々は、そういった医師、看護師、介護職員の確保の視点でお願いを申し上げたいと思います。

御承知だと思います。愛知県の調べでも愛知県の中で診療制限している医療機関71病院、全体の2割を超えるということで、医師不足はまだ深刻な状況は変わらず続いております。看護師におきましては、我々の加盟組合の中でも看護師確保に非常に苦労しております。一部病棟閉鎖をしながら病院運営をしている医療機関も今、数多く我々の加盟組合の中でもある状況でございます。西三河地方の中小病院では、とりわけ看護師確保も深刻でございます。

今、ほんとに紹介業者が非常にはびこるという言い方は悪いかもしれませんが、看護師の年収の20%から25%支払いを求められるんですけれども、そういう中でも必死になって紹介業者を頼らざるを得ない、そういう状況で看護師を確保しているような状況が今、続いております。

消費税の問題にいけますけれども、医療や介護の分野では設備投資や医療機器の購入、医療材料、介護材料などの仕入れには消費税が課され、患者や利用者には転嫁をできないものですから、医療機関や介護施設の負担となっている。今現状でも負担が重くのしかかっている状況でございます。

その上で、消費税の増税ということになりますと、一層のコスト削減が余儀なくされるということは容易に想像できるわけでございますが、一層、医師、看護師、介護職員の確保に使う財源のコストが非常に切り詰められる状況が心配されている状況です。

私ども、10月に全ての加盟組合の経営者の皆さんのところにお邪魔をして実態なども聞いてきたんですけれども、中小病院でも年間数千万円、大きな総合病院でいけば億単位の消費税の負担が新たにふえていくということで、経営者の皆さんからも、この消費税の増税については仕方ないという御意見もあれば、非常に困っているという状況の厳しさが語られております。

今、厚生労働省と財務省の間で消費税が増税されたことに対する診療報酬の負担をどうするのか、意見が財源をめぐるさまざまな議論が戦われているようなんですけれども、診療報酬の引き上げも患者や利用者にとっての負担にも結びつくことから、我々としては受診抑制や介護支援の抑制にもつながっていくということで非常に懸念をしております。

最後になりましたけれども、消費税のよし悪しは別にいたしましても、来年4月からの消費税の引き上げについては、そういった医療や介護の人材確保や、あるいは利用者、患者への影響を考えても実施については、ぜひ見送りをさせていただきたい、そういった意見を国にぜひあげていただきたい、そういうことで陳情とさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○田中健委員長

趣旨説明が終わりました。

ただいまの趣旨説明に対し、質問等がありましたら発言をお願いします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質問なしと認めます。これで陳情第41号の趣旨説明を終わります。

林さん、傍聴席にお戻りください。

次に、自治労連知立市職員労働組合より提出されました陳情第42号の提出者代理人、岡田美穂子さん、説明席にお座りください。

それでは、岡田さん、陳情第42号の趣旨説明をお願いします。

○岡田美穂子氏

本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

自治体における非正規雇用・公務関係労働者の雇用待遇の抜本改善を求める陳情書に関しまして述べさせていただきます。

自治体では、全国規模で非正規職員の割合が増加し、知立市においても半数を占めるまでになってまいりました。非正規職員といってもさまざまで、小さい子供がいたり親の介護があったりして短時間しか働けない者もいれば、ひとり暮らしで生活がかかっている者もいます。3年から5年で異動していく職員とは異なり、専門的な分野で20年以上も勤務している者もおります。20年以上働いても経験加算はなく、一時金、時間外手当もありません。

愛知県内52団体中、47団体で、つまり愛知県内のほとんどで非正規職員に通勤手当が支給されているにもかかわらず、知立市では電車で通勤している者にも全く支給されておりません。また、臨時職員は6カ月ごとに2週間の雇用停止期間があり、嘱託員は1年雇用を繰り返しています。口にもこそ出ませんが、毎回、今度もまた更新してもらえるのだろうかと不安を抱えながら働いています。

週に何日、1日のうち何時間の勤務であっても、市民の方から見れば市役所の職員です。パートであろうとなかろうと職場で役に立ちたい、自分の仕事をスキルアップさせていきたいという気持ちに差はありません。また、臨時職員が半年に1度、2週間いなくなることや、特定業務を任されている嘱託員に時間外がつかないことは非正規職員だけの問題ではなく、職員にとっても、また、職場にとっても問題であり、さらに住民サービスが低下するということにもつながりかねない問題だと

思います。

職員労働組合では、今までも非正規職員の待遇改善を訴えてまいりました。しかし、例えば嘱託職員は地方公務員法第3条3項の非常勤特別職として位置づけられており、いかなる手当も支給できないままです。合法的な改善を目指すには法改善が必要不可欠です。どうか御理解いただきまして、皆様方の良識ある御回答をいただきますようお願いいたします。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○田中健委員長

趣旨説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質問等がありましたら発言をお願いします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質問なしと認めます。これで陳情第42号の趣旨説明を終わります。

岡田さん、傍聴席にお戻りください。

次に、目、耳、口をふさがれることにとっても寂しさを抱く市民の会より提出されました陳情第47号の提出者、牧 正彦さん、説明席にお座りください。

それでは、牧さん、陳情第47号の趣旨説明をお願いします。

○牧 正彦氏

このような機会を与えていただきました。大変ありがとうございます。

皆さん委員の方々もよく御存じだと思いますが、この臨時国会で特定秘密保護法案の問題が大きな話題になって、連日ニュースをにぎわしたということもよく御存じだと思います。

僕らがこれを聞きながら感じたことは、一体何で今こんなことをやらないかんだという。多くの市民の中にも、国家に機密は必要だという意見もありますが、今、国家が抱える機密は20万件あると言われております。ただ、それは一本化されていないで各省庁にまたがっているというだけのことでありまして、憲法ができて戦後60年たって、それでどういう問題が起こったのかというような

ことも、ほとんど問題にならずに、突然この問題が起こったということは、裏に何かがあるということも誰もが感じたと思います。

何で慌ててこれをやらないかんだのかと。国会の委員会もないがしろにしながら、委員会やってる最中にさえ修正案の取り引きをやっているという。この国会のだらしない姿を見たら、ぜひ地方議会の皆さんが、あんなことをやっとなんかやかんということを用意書としてあげていただきたいと思うわけです。

中身について、若干話させていただきます。

1つは、皆さんが日ごろやっている安心・安全なまちづくりと皆さんがしょっちゅう言っておりますけれども、安心・安全のまちづくりって一体何なんだという。我々が一番安心できるのは、正確ないろんな情報が我々の耳に、あるいは目に間違いなく入ってくるという、それが一番の安心なんじゃないでしょうか。それを判断材料にして我々は社会生活を送っておりますし、皆さんを選ぶときの判断材料にもするというのです。これが機密の問題がはっきりしないまま、この法案に言われるように、機密が国家によって統制されるということになると、我々がいろんな判断材料にしている安心によるこの問題が、結局ある一部の特権階級の人たちに牛耳られていくという、そういうことになるんじゃないでしょうか。ぜひこのことは、委員の皆さんもよく考えていただきたいと思うわけです。

秘密が機密で、何が秘密になっていることさえもわからないと。先ほど20万件の国家機密があると言いましたけれども、皆さん、これはどんなものが機密になってるのかわかるでしょうか。ちょっと前に東シナ海で中国の漁船が巡視船に体当たりしました。あれを映像で流したのはけしからんというふうになって処罰されましたけど、あれを見て、みんなが、あんなことが起こってるんだということを知って、東シナ海でこんなショッキングなことが起こってるんだということを知ったんじゃないですか。あれが何で国家機密になるという。皆さんは、あれが機密なんだというふうには

んとに思うのでしょうか。

具体的にいろいろ沖縄返還の秘密協定の問題やアルジェリアの企業が襲撃された問題、あれを具体的に話してもいいですけども、ちょっと問題をすりかえながら、こういうことがあるからというふうにいろいろ言われますけど、ちょっと国の出し方がずさんというか、非常に別の意図を持って出しているんじゃないかと思って出してるんじゃないかというふうに思います。

我々は資金者であり、それによって民主主義というのが成り立っているというのは、この情報を得るということです。ですから、もし機密にするなら、これは機密にしますよということをはっきり線を引いて機密事項を取り扱ってもらうということになるべきじゃないでしょうか。

ところが、そのことが常にはつきりしない。それは内閣の中にそういう委員会を置くとかいろいろ言われておりますけど、内閣の中に置いたんでは機密を収集している、あるいは機密の取り扱いに当たっているところが自分たちが自分たちのことをやっているわけですから、さっぱりわからないということになります。国会にも報告してないと。裁判になっても、それは機密だからといって話をしないということは国会でいろいろ話されたことですけども、こんなことがあってはならないというふうに思いますし、国会議員が一番情報を漏らしやすいから国会議員には、そう簡単にはというふうな話も出ておりますが、国権の最高機関の国会議員が、これで黙っておるということがおかしいと思います。

だからこそ地方議会の皆さんに、ぜひ頑張ってもらって、こんなことをやっておっちゃいかんと。今、なぜ急いでこの秘密法案が出されているのかということ、実際には可決されておりますけれども、実際の実行は行われないということを皆さんの意見で、ぜひ国会にあげていただきたい、あるいは政府にあげていただきたいと思うわけです。皆さんが日ごろ言っている安心・安全のまちづくりという最も基本的なことがここにあるというふうに思いますし、また、ぜひ機会があれば市

会議員の皆さんといろいろ討論もしてみたいと思っております。よろしくをお願いします。

以上です。

○田中健委員長

趣旨説明が終わりました。

ただいまの趣旨説明に対し、質問等がありましたら発言をお願いいたします。

○高橋委員

陳述、ありがとうございました。

本陳情の願意は、特定秘密保護法案に関する反対の意見書を出してほしいと、こういう趣旨であります。既に陳述の中にありましたように、法案は可決をされたということで、今、総務委員会に出されておるわけです。

今の陳述の趣旨を私どもはしっかり酌み取って、法案の撤廃、あるいは実行しない趣旨で意見書を提出するという議論に読みかえたいというふうに思うんですが、そういう御趣旨でよろしいですか。

○牧 正彦氏

陳情書の締め切りというのが11月22日ですね。もう国会はどんどん進んでおりますし、慌てて書いたもので、ちょっと十分じゃないところもあると思いますけど、実際にはこの中身が実行されないとと言っても、現実には国家機密というのはいろんな各省庁、あるいは情報機関、公安調査庁や内閣調査室がありましてやられてるわけですし、自治体や警察もやってるわけでございます。

これは法的な根拠がなくてやってるわけですから、実際には表に出てこないと誰も知らんでおることなんです、これが実際に法案として可決されましたので、今度は堂々といろんな形で、あいつをちょっとしょっぴいてやろうとか、変な情報を握ってるんじゃないかという、そういう疑いをかけられてもいろいろ引っ張られていくということが法的には可能になってきたということですから、そういうことが起こらないように、ぜひ今の形で実行されないように、皆さんの意見をあげていただければ大変うれしいと思います。

○田中健委員長

ほかに質問はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

これで陳情第47号の趣旨説明を終わります。

牧さん、傍聴席にお戻りください。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託されました案件を議題としていきます。

議案第57号 知立市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

議案第57号については、税外収入に対する延滞金についての修正、変更であります。本会議の質疑でありましたように、税外収入等については、課すことができる規定であるが課さないという御趣旨の答弁だったと思うんですが、それで間違いないのかどうか、改めて確認を求めたいと思います。

○企画政策課長

地方自治法の第231条の3の第2項で、延滞金を徴収することができる、こう規定されてございます。この知立市税外収入に係る延滞金に関する条例、こちらのほうの第2条で、延滞金の額はということで金額とするという規定を定めておりますので、こちら辺の条文からいきますと延滞金の徴収を明記するものではないというような解釈でございます。あくまでもこの条例につきましては、延滞金と招集する際の必要な事項、こちらのほうを定めさせていただいているということで解釈しております。

以上です。

○高橋委員

条文上は、その手続要件として載せてはあられるけれども、延滞金は徴収しないという趣旨だったと

思うんですね。

改めてもう一つ聞きたいのは、税外収入とは一体何かということですよ。税というのは、私、本会議でも議論しましたが、住民税、固定資産税等々いろいろありますよね、国民健康保険税。これらの税と名のつくものについては、いわゆる税でありますから延滞金が当然加算されるわけですが、税外収入といった場合に、なかなかこの概念が市民の皆さん、よくわからないと。例えば保育料、市営住宅家賃、窓口での使用料手数料等々が一般的に入ると思うんですが、そういう理解でよろしいですか。税外収入ということについて、もうちょっと具体的にわかりやすく御説明いただきたい。

○企画政策課長

税外収入ということでの御質問でございます。これも地方自治法の第231条3の第1項、こちらのほうに規定されてございます分担金、使用料、加入金、手数料及び料料その他の市の歳入、このことを定義してございます。今おっしゃいました市税以外の収入ということで税外収入というふう理解しておりまして、手数料使用料というようなものの中身ということで理解してございます。

以上です。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号について、挙手により採決します。

議案第57号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第57号 知立市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第58号 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高橋委員

55歳を超えた職員については昇給を停止すると、こういう条例ですね。根拠になっているのは人事院勧告というふうに理解をするんですが、なぜ人事院がこういう勧告をしているのか、その根拠を少し御説明いただきたい。

○総務課長

これは昨年度、人事院から勧告をされております。主にこの根拠となっておりますのは、人事院が毎年調べております民間の給与の実態調査からしんしゃくをしまして、民間企業では、いわゆる役職者定年制度ですとか、そういった制度が取り入れられていることから、50台後半の実際に民間で働いておる方々の給与内容が公務員と比較しまして下がっておるという実態があるということから、人事のほうでは民間の給与実態に即するような形で公務員の55歳以降の職員の賃金を抑制する、なおかつそういった中身でもって若年層の賃金を改善しようという意図もございまして、そういった内容から昨年度、人事院勧告の中で勧告をされたというふうに認識をしております。

○高橋委員

民間の給与水準が50歳を超えた、ここでいう55歳を超えた場合と公務員とそれとの乖離を埋めたいと、こういうことなんです、これは給料を上げようという現在の政権の政策、これはアベノミクスがいいかどうか別な議論ですが、給与を上げないと購買力がつかないので景気が回復しないと

いうこの理屈は私も賛成なんです。その手法はともかくですよ。

そういうことになりますと、今、担当課長が答弁されたように、賃金抑制ということは国策と反するんじゃないですか。どうですか、これは。

○総務課長

その辺については、私も個人的には政権与党である現在の自民党、安倍政権が民間事業者に対して景気を高揚させるということで賃金改善をして民間事業者の従業員の方の賃金を上げるということを経団連等にも求めております。

そういった中で、経団連の会長自身も、趣旨はよくわかって協力していこうということで、一部企業においては給与を改善しようということで動き出しているところもございまして、ことしは春闘の中では地元のトヨタ労連もベースアップを要求しているというようなことも聞いております。

ですから、そういった一方では給与を上げなさいということを政府が言っておるにもかかわらず、おっしゃるように、例えば55歳超の職員の賃金を抑制するですとか、逆に、国が現在、時限立法で本年度末までの2年間限定ですが国家公務員の給与を7.8%を抑制をしておると。その中身についても各地方公共団体にも同様の措置をしようと求めてるということについては、言ってることとやることが若干疑問に思うことは私自身もございまして。その辺については、そういったことは理解するわけですが、人事院勧告というものについては、私ども地方の中小自治体については人事院勧告に基づいてこれまでも給与の改善ですとかといったことをやっておりますので、勧告に従いたいというふうに考えております。

○高橋委員

矛盾は感ずるけれども、勧告なのでこれは従っていきたくて、こういう上からの指示なので、そう対応せざるを得ないと、こんなふうに聞こえたんですね。

それで、この間、働く皆さん、とりわけ公務員の皆さんはベースアップがほとんど最近は実施されていないわけですね。先ほど、陳情書の内容で

意見陳述された方もあったんですが、所定内労働に対する基準内賃金がどんどん下がっている、毎年毎年ね。これがデフレスパイラルを生み、国内需要を低迷させ、海外での生産活動や商いはかなり活発なんだが、結局国内の市場が冷え込んで景気の底上げができない。この悪循環を、そうではいけないと思いつつ、担当課長もこの条例を出す。この矛盾ですよ。私は、大変問題のある勧告だと。確かに同年代の人々を民間と公で競り合わせた場合に、そういう点の誤差がある。だから、その誤差を埋めていくんだという個々の修繕はそれはそれでそういう修繕があるかもしれません。全体のパイとして見たときに、それは賃金抑制に連動していくと、いかざるを得ないと、そういう勧告の中身というのは私は問題だと。結果的に地方公務員、あるいは国家公務員をバッシングして公務員天国じゃないかと、こうやって民間賃金を下げて、公務員天国じゃないかとバッシングしながら両方とも削っていく、これがずっと手法だったんですよ、というふうに思うんです。

そこで、もう一つ聞きたいのは、退職金がこたから下がるんですか。年金は65歳になるんですか。あわせてお答えください。

○総務課長

ただいまの御指摘がございましたように、退職金に関しましては、私どもは退職手当組合に入っております、今後3年間の期間を設けて、段階的に下げてまいります。本年度の退職職員から退職金を一部下げさせていただいて、3年間トータルで総額でいきますと450万円程度の抑制をするという国の方針に従って退職手当組合も条例を改定いたしまして、この3月の退職の職員から段階的に3年間かけて退職金を下げてまいります。

また、年金については支給開始年齢が来年から61歳になります。これも向こう数年間かけて2年間おきに段階的に年金の満額の支給開始年齢が60歳から61歳、62歳、最終的に65歳というふうにされるという形でございます。

○高橋委員

給料も年金も、そして退職金も下がると、こう

いうスパイラルだという説明がありましたが、そういう全体的な給料削減の大きな流れの中で、今回は55歳以上の公務員に対する昇給停止ということになっております。

具体的に聞きたいんですが、この説明書の概要の中に、2号級昇給するのが現状の昇給の方法だけでも、これを昇給させないということですね。1年間に2号級ということは5年間上がらんとという提案ですので、10号級給料が上がらないというふうに読みかえるんですが、そういう読みかえでよろしいですか。

○総務課長

ただいま委員の御指摘のとおりでございます。

○高橋委員

その2号級というのは、職員によって異なりますね。号級の位置が違いますから異なりますが、おおむね55歳から60歳の5年間について、平均でいうと1号級というのは、どのぐらいのお金になるのでしょうか。つまり、2号下がると結果的には10号下がるわけですから、5年間で幾ら損失になるのでしょうか、減額になるのでしょうか。

○総務課長

モデルケースで試算ですので全てのケースでは当たりませんが、おおむね1カ月1人当たり1,546円程度の影響があるということで、これを5年間に換算いたしますと、トータルで1カ月当たり7,730円でございます。

○高橋委員

どういことですか。1カ月1,546円で5年掛けよというわけだね、これに。そうすると、5年間のトータルで1カ月7,730円、そういう計算をされたんですか。もうちょっとわかりやすく願います。

○総務課長

御紹介の仕方がちょっとまずかったかもしれません。一月当たりおおむね1,546円なものですから、これを5年間トータルでいたしますと、おおむね9万3,000円弱になります。

○高橋委員

5年間で9万2,700円減額されると。それは余

分な計算はいかんが、それは一時金なりにはね返るわけでしょう。それはアバウトで、どれぐらいの損失になるんですか。

○総務課長

例えば55歳の6級の職員でいきますと、5年間でトータルで31万8,500円程度ということになります。

○高橋委員

かなりの金額になると、5年間ということですね。もちろん財源は税ですから、市の職員の給料は多ければ多いほどいいという立場には立ちませんが、しかし、職員も労働の再生産を行うためには一定の給料を支給するというのは、これは当たり前前の話でして、そういう意味からいって、今回の31万円、5年間で減額するというやり方が、冒頭に申し上げたときの経済的な要求との関係からいくと大きな矛盾だということを改めて確認しておきたいと思います。

それで、立ち入ってお尋ねしたいんですが、55歳から60歳までの間に昇格したと。つまり課長補佐が課長になったと、あるいは課長が部長に昇格されたということはあり得る話ですね。皆さんもそうやって昇格されてきた。この場合は、当然、等級が上がりますから、給与表でいくと横軸に移動するわけですから、同じ号級であっても横軸に移動するので、それは当然、給料は上がるということになると思うんですが、そういう理解でいいですか。

○総務課長

ただいま委員から御質問がありました、当然、昇格があれば、それは給与表が1級上がりますので、それについては賃金が当然上がる形になります。

○高橋委員

それで、課長になったと。昇格したと。当該号級というか、その縦軸の級がありますよね。ここにおさまるんだけど、そこからは昇給しないよと、そういう理解ということですね。

○総務課長

そのとおりで結構でございます。

○高橋委員

そうなりますと、55歳を超えて給料を上げようと思ったら昇格するしかないということになりますね。

人事考課の話も出たんですが、55歳を超えたらサラリーは減ってもいい、あるいは一定でいいという理屈で処せる家庭もあるでしょうし、そういう理屈では対応できない御家庭も、あるいはそういう考え方もあると思うんですね。

そうすると、昇格する以外に給料がふえる道がないということになると、人事考課といいますか、昇格に対する考え方が少し変わってくるんじゃないか。適材適所で、この人にこそという選定基準よりは別な物差しなどがそこに入り込んでくる余地があるような気がしてなりません。私は、余り好ましいことじゃないなという感じもするんですが、それはちょっと考え過ぎなんでしょうか。その辺はどういうふうに考えておられますか。

○総務課長

御指摘の点も理解できないわけではございません。

ただ、確かに昇格しないと基本的には昇給というのはないわけなんです。現在、人事考課の中身を制度を見直しをしております、新たな人事考課制度を導入したいというふうに考えております。それによって、その人事考課制度の中で、それを評定をさせていただいて、ここでも議案の中にも添付資料の中にありますとおり、特に優秀、極めて優秀な職員については昇給をできるということになっておりますので、55歳以上の者に限らず勤務成績の優劣によって昇給がかなう道を新たに求めていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

そこへ行くんですよ、最終的に。極めて優秀な場合であれば、現行と同じように、現行並みの人と同じように2号上がるんですよ。それから、まあまあ優秀という方は、2号まではいかんけども1号上げてあげますと、こういう評価、あめが入っておるもんですよ。これはどうやって評価するかというのは本会議でも議論になりました。総

務部長は、大変難しいと。ここなんです。これは人が人を評価するわけですからね。私たちは人事権ありませんし、皆さんを評価する立場にはありません。評価できません。いろんな思いはありますけども、具体的に評価できない。

私たちは、皆さん方がおやりになる人事異動、さっきも出た昇格などを私どもの立場でいろいろ眺め、感想を持つわけですね。順当な人が順当に昇格されていくケースが基本的に多いというふう

に理解をしているんですが、必ずしもそうではない場合もある。あるいは天に声が届かずに、地団駄踏んで退職されていかれる方も何人か私も承知しています。

つまり、人事考課というのは、その人の人生、あるいはその人の職業人としての、あるいは公務員としてのプライド、それは経済的な基盤をベースにしたプライドを一網打尽にする場合もあるわけですね。だから評価というものについては、極めて慎重で、なおかつ公正でなければならない。しかし、そんな評価ができるのかという疑問にぶち当たりますね。これは基本的にどういう形の評価をしていきたいと。極めて優秀、あるいは特に良好というのをどうやって評価するのか。リトマス試験紙を当てるのか、基本的な考えがあったら少し御披露くださいますか。

○総務課長

まさに本会議で私どもの総務部長が申し上げたとおり、今おっしゃられるとおりの内容でございまして、人が人を評価するというのは大変難しいものがございます。評価というのが、決して好き嫌いだとかそういうものではあっては断じてならないというふう

に思っております。

したがいまして、周辺各市でも人事評価やっておりますし、先進事例を学びとる中で、私ども知立市に一番合う内容に構築していきたいと思っておりますし、評価の中身というのは基本的には考えておるのは業績と能力という2つの視点から評価をしていくということで、それも例えば業績も能力も5年も10年も過去にさかのぼって評価するのではなく評価期間というものを定めて、その中で限定

をして評価をするということと、1人のものが評価を、それをよしとせずに複数の目で評価をして、必要があれば1次評価者の評価を2次評価者が1次評価者と協議をして中身を修正するというような措置も設けたいですし、全体をその部を統括する部長が、評価が上がってきた中身を疑問点があれば当然のことながら聞くし、被評価者に対しては評価内容を必ず伝えるというチェック機能を設けながらやっていきたいと。

さらには、この制度が一旦構築したらそれで終わりではなくて、これはその評価制度を維持し続ける限り中身については、鋭意改善すべきところは改善しということでやっていきたいというふうに思っております。

人が人を評価するというのは非常に難しいものですから、その辺をできるだけ公明正大にやってみりたいというふうに考えております。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

そこでお尋ねしたいのは、特に良好な場合、1割昇給と。極めて良好の場合、2号級以上の昇給と。これは特昇というふう

に呼ばれてますよね、職員の間で。これには枠があるんですか。特昇枠。

○総務課長

一般的に行われている中で、相対評価と絶対評価という考え方の中で、どこの自治体もそうなんです

○高橋委員

が、一定程度の割合、平均的には15%、20%という枠内におさめている事例が多いというふう

55歳で特昇枠があって2号上がったと。来年もやはり特昇枠で2号上がったと。その次の年は上がらんかったと。その次の年は特昇枠でまた1号上がったということはあるわけですね。毎年毎年、1号級、2号級の特昇は俗人ではなくて枠として用意すると、こういう理解でよろしいですか。

○総務課長

その点についても、多くあるケースが2年連続で特別昇給をするという事は避けて1年間を置くとか、そういった事例が多ございます。

ですから、そういった事例を参考にしながら考えていく格好になると思います。

○高橋委員

これ、15%か20%かということですよ、特昇枠。1月1日から始めるので、1月1日から始めるということはどういうことですか。その段階で特昇枠が既に実施されなきゃいかんということになるんですね。どういうことですか、これ。ちょっと教えてください。実施時期と特昇枠の施行時期。

○総務課長

まず、今年度、今回御提案の中身は施行日が平成26年1月1日ということでございます。本年度については特昇枠ということは使わず、まず人事評価の再構築を今やってる最中なものですから、それを新年度から導入をして、新年度試行でとりあえず取り入れるという形をとって、実際にそういったこの特昇の1号、2号というのが動き出すのが次年度以降になるというふうに認識しております。

○高橋委員

5年間昇給がないわけで、特昇枠が20%としますと5年で20%ずつ2号上げてあげれば全員上がることになりますよね。そういうことも選択肢に入っているんですか。

○総務課長

結果としてそういうことになるということは、当然考えられます。

○高橋委員

新しい人事考課枠を考えているということなんだが、55歳の方の評価というのは、ある程度固ま

っておるんですよ、そういう言い方ちょっとおかしいけど。55歳から大奮発する方もあるかもしれないけども、55歳の年齢の職員の評価というのは、基本的に固まっているというふうに私は思います。

あと5年間昇給なしで退職金も下がってくる。夕日が落ちるような雰囲気でもモチベーションを上げながら、その中で頑張らないかんという状況であることは間違いないけども、その人たちが新しい評価制度でやって、それで能力と実績ですか、若い子の新入社員におっしやるようなことをね、若い話をされるのも結構なんだけども、やはり55年の年齢に合わせたその人の評価、仕事ぶり、それは、いぶし銀のような存在の方があるかもしれませんし、極めて成績優秀で先頭に立つ方もあるかもしれない。それは持ち分があって、そのよさの中で全体が役所で回っていくわけですから、何か新しい評価を持ってきて、55歳以上の人を5年間新しい基準で物差しで当てていくというようなことが現実的に可能なんだろうかと。

もちろんやっただけのことが評価される、そういう仕組みであることを私は否定するものではない。結果的によくやったといって評価されてくる、それがモチベーションを上げていく大きな要因になりますから、それを否定するものじゃないけども、私は、そういう点では、先ほど言った20%枠の5年間という考え方も1つの選択肢だというふうに申し上げておきたいと思うんですが、もう一遍、お答えください。

○総務課長

おっしやることもよくわかります。

ただ、今回、人事考課制度を再構築をして昇給の道を閉ざすのではなくて開くという形をとりたいという考えを持っておるわけなんですけど、これは55歳以上の職員に限定したものではなくて、若手職員から始め、全ての職員を対象にしてやるものですから、特に若い職員に関しては、やる気をより引き出すというような意味合いも当然考えております。

いろんな御指摘あるろうかと思いますが、そういったことを私ども人事の担当としては、十分肝にと

めて多くの職員に、満足のいく中身にしていまいたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○高橋委員

もともとこの提案の根拠は人事院勧告だというお話でしたね。民間企業の中には、55歳になったら役職を全部停止して平社員にすると、そういう仕組みをとっておられる会社もあります。その結果、給料が落ちると。

それで人事院は、そこまで地方自治体、あるいは国に勧告する権利を持っているのかどうか。つまり役職を外しなさいと、55歳になったら、そういう権限を人事院というのは持っているんですか。

○総務課長

人事院は、あくまで国家公務員の処遇に関して人事院規則に基づいて勧告をするという形になっておまして、その人事院の勧告内容が強制的に各地方公共団体に及ぶというものではなくて、それぞれの地方公共団体が、私どものような自治体ですと人事委員会というものを設けておりませんので、人事委員会を設けておるような都道府県ですとか指定都市については、そういったところでそういったものを受ければよいというふうには思うんですが、中小都市については、よりどころとして国の人事院が出す勧告というのが職員の処遇に関するよりどころとしておりますものですから、そういったものを参考にしながら取り入れていくという形で御理解をいただきたいというふうに思っています。

○高橋委員

人事政策のあれこれまで人事院が踏み込む必要はないと私は思います。民間給与と公務員給与の差について一定の調査をして、しかし、なるべく正確な調査がよろしいかと思うんですが、この程度の差があるよという議論は私、あってもいいと思うんだけど、人事政策についてまで私は人事院が立ち入って行く必要はない。それは、専ら市長の行政執行する権限である。例えば55歳になったら役職を外せとか、それは市長の権限に属する話であって、そんな一方的なことを人事院に言わ

せる必要は全くないというふうに私、考えておるんですが、その点、どうですか。

○総務課長

その点については、特に異議があるものではないと思います。まさにそれぞれの自治体が、それぞれの自治体の職員の処遇については自主自発的に決めるものが原則であるというふうには思っております。

○林市長

私も人事施策については市長が決めていく、そんなことであろうと思っております。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

○村上委員

今、先輩委員のほうからいろいろ御質問されて、いろいろな改革案が出されました。そうはいうものの、私、この人事院の勧告を受けて給与の関係について少しお聞きしたいなという部分がございます。

まず1点目については、55歳からの昇給という、根っこから下がるというものじゃなくて昇給しないよというものであります。そうはいうものの、この市が持っている給与という全体のパイという部分について、どう変わるのか、この辺のところを。

○総務課長

この制度を取り入れたからといって私どもの総人件費が極端に増減するものではないと思います。例えば今回取り入れますと、この1月、2月、3月の人件費で対象となる職員をかけ合わせてみますと28万7,700円の影響ということになりますので、例えばこれを年間にしますと115万円ということになります。

したがいまして、総人件費で申し上げる形になりますと、大きな支出の削減に資するというようなものではございません。

○村上委員

今、年間で下がるということなんですよ。というのは、あくまでも55歳からの昇給制度をとめて、若い方のほうの賃金を減らすんじゃなくてふ

やすという部分で改善が図られておると思うんですよね。

だから、どちらかというと、生計費ベースで見るときに、これから子供を産んで育てるという方、そして、子供が育った方という部分での生計費ベースで恐らく人事院勧告もいっておるだろうし、もう一点は、民間企業がそういう部分で賃金のあり方というものを考えられたと思うんですよね。

当市として、そういう部分の賃金の生計費ベースカーブというのが恐らくあると思うんですが、その辺のところをどういうふうに見ておられるのか、どの部分が厚く持って、どの部分を薄くするのかという部分でどう検討されたのかということをお聞きしたい。

○総務課長

トータルで考えますと、例えば私どもの知立市の場合でいきますと、中堅職員の人件費が総じて同市同等規模の自治体と比べると若干低目なのかという感想は持っております。

あとそれと、私どもが今後改善していきたいというふうに思ってます、組合とも基本的に合意をしておるわけなんです、一定程度民間企業等経験してきて途中で採用された職員の方の前歴の換算の考え方を経験者採用枠とそうでない枠の場合でも途中で採用した場合については前歴を同じような形で換算して給与の改善に結びつけたいというようなことは思っております、働き盛りの職員の給与の中身が今後は改善されるべきだなというのは個人的には考えております。

○村上委員

今、御答弁いただきまして、少しずつ当市の賃金のあり方というのが見えてきたわけなんです、今言われた中途の方だとか、ここからずっとプロパーでやってこられた方という部分であるんですが、そういう話になりますと、市の給与に対する賃立て、どういうふうな立て方で賃金を図っておられるのかということも今後見直すべきのかなというふうに思うんですが、その辺の賃立てはどういうふうになっておるんですか。

○総務課長

基本的な給与表の組み立て方については、国の内容に準じていくという形を基本としておりますので、国は総人件費の中では今回の55歳以上の職員の賃金の抑制も含めて、若年層の賃金を改善していきたいという考えも持ちながら高齢職員の賃金を抑制して、その分を若い職員のほうの賃金の財源にしようという根本的な考え方を持っておるようなものですから、今後そういった点については、国の賃金表の改定も含めて、それを参考にしながら我々としても中身を注視して改善していきたいというふうに思っております。

○村上委員

今、少し賃立ての話が出ましたのであれなんです、今現在という部分についてはあるのか、賃金のあり方、組み立て方という部分について、例えば年齢も考えられます。あと、その仕事のやり方、能力、役職給と、こういう10に対して間隔的に組まれていっておるのか。例えば5対4対1とか、4対4対2だとか、そういう部分ではどうなのかと。その改定によって賃金カーブの調整抑制という部分をやってると思うんです。今現状、どういうふうになっておる。

○総務課長

現状の中では、知立市が独自で賃金表をつくっておるわけではなくて、国の賃金表をそのまま利用するような形をとっておりますので、若干中堅、若手の部分の賃金が民間と比べると低目の部分もあるようなふうには思いますけれども、今後は国がその点を改善してくれば改善されると思いますし、市の基本的な考え方としては、やはり若手の先ほど申し上げましたように、働き盛りの職員がやる気を持って行える賃金体系が望ましいというふうには考えております。

○村上委員

この議論をしていくと、かなり長くなってしまいますけど、国から示された賃金体系を持っていくということで、今ここで現時点でわかっておられることは、中堅若年層の子育て世代ですね、この辺のところ若干賃金として低いんじゃないかなということ、この辺のところの可処分所得と

というのがかなり下がってきておるのかなということなんでしょうね、実際にね。

だから、その辺のところをどう改善していくかということで、何をしたらそのところが改善できるのか。やはり役職給なのか、年齢給なのか、その辺のところをね、当然能力もあるでしょうし、能力だけでは子育てはできないものですから、賃金が携わっておって、初めて子育てとということができるといふことであれば、何を改善していくのかといふところ辺を少しお聞きしたいなと。

○総務課長

そういった面からいいますと、過去私どもの職員の年齢構成を見えますと若干偏りがございました。

したがって、他市町村と比べますと昇給していく年齢が非常に遅いという感じを私ども受けております。若干最近では新規採用職員の中で、年齢を上の職員も採用するような形をとってきて、職員の年齢間のアンバランスを是正をしてきております。

したがって、今後は昇進年齢も段階的に少しずつ、団塊の世代の皆様方が退職していくということも影響が多いわけなんです、職員の年齢構成間の職員数のバランスというものも是正をされてきておりますので、少しずつ昇格年齢が若返るという中で、若手の職員の賃金の改善がそういった中でもされていくのかなといふふうに思っております。

○村上委員

それでは最後に、市長のほうに少しお願いしていきなといふふうに思いますが、やはり職員のやる気だとか、将来に向けての子育てということも考えていくと、その辺のところの少し厚目のところの賃金の配分ということも必要になってくるのかなといふことで、この辺の賃金のあり方という部分、全体のパイは今の時期になかなかふやせるものではないといふことであれば、先ほど今回の給与の改定の部分で少し出てくるころがあるんですね。月額28万円でしたかね、全体として何百万円の程度におさまるんですが、そう

いふのをうまく配分して、そして、もう一つはモチベーションを上げるという形をとっていただきたいなといふふうに思いますが、その辺のところについて、市長の考え方を少しお聞きして、まだまだ質問したいことはたくさんあるんですが、閉じさせていただきたいなといふふうに思います。

○林市長

今ですね、今回55歳で昇給が停止される。その分で幾らかのお金が人件費総額が軽減される。そのお金を子育てされる方々に分配したらどうだといふ御提案をいただきました。

ほんともっともだなど。そういう形になれば、55歳以上の方々には申しわけない思いがあるわけでございますけれども、それをそういった形に移行させていただくことによって知立市の市民に対してのサービス向上がより図っていくことということもできることであろうかと思っております。一度どんな形がいいか考えてみたいなと思っております。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第58号について、挙手により採決します。議案第58号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、議案第58号 知立

市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号 平成25年度知立市一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○杉山委員

2点ほどお伺いしたいというふうに思います。

初めに、説明書23ページ、雑入の地域スポーツ施設整備助成金のマイナス分について、まずお知らせください。

○田中健委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○杉山委員

25ページ、総務費、財務管理費の財務事務管理事業新公会計制度コンサルティング委託料、この点、まず当初予算94万5,000円からのマイナス分について、まずお聞きいたします。

○企画政策課長

今の新公会計制度のコンサルティング委託料ということで、こちらのほう、年間の契約をしてございます。その契約額の確定によります差額ということで今回89万7,750円ということで確定しましたので、その差額分4万7,000円を減額補正させていただきます。お件でございます。

以上です。

○杉山委員

差額分がこれだけになりましたということであります。

最初委託をされましたところに関しましては、お伺いできますか。委託された相手先。

○企画政策課長

委託先はローカルマネジメントという会社でございます。

○杉山委員

差額が出たということはあると思いますが、今この内容についての進捗状況を教えてくださいいただけますか。

○企画政策課長

こちらにつきましては、毎年御報告しております新公会計制度、これは財務4表の作成のために、こちらのほうのコンサルティングということで年間の顧問料としまして専門的見地からの指導、助言をいただいてこの財務4表のほうを作成してございます。

今のお話で進捗状況ということで、毎年御報告をしているところでございますけれども、年度明けにいつも報告をしていた内容でもございましたが、今年度は年度内に御報告のほうをしていくような形で今、進めておりますので、よろしくお願いたします。

○杉山委員

専門的な知識を含めて財務4表についてのコンサルティングをされている。来年度からは年度内にこれを示していただけるという方向で進んでるということでよろしいでしょうか。

○企画政策課長

こちらのほうは、平成24年度の決算に基づきまして御報告させていただくんですけども、通常、年度を越して御報告していたものを平成25年度内で御報告させていただくよう、今、進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○杉山委員

当初よりこの予算が減りまして進めていただけてるということで、今この新公会計制度については財政を見ていく部分では大変大事な部分だということに思います。また、平成25年度に向けては年度内で見えていただけるということで説明していただきたいというふうに思います。

次に、少し細かいあれですけども、土地建物管理事業の雑草処理委託料も少し減ってございますが、この点について、まず教えてください。

○企画政策課長

雑草処理の委託料でございます。これは、私どもで管理しております普通財産の土地の関係の雑

草処理、こちらのほうを委託してございます。委託先についてはシルバー人材センターでございませぬ。年に2回、草のよく生えます梅雨が終わりました7月ごろ、夏の過ぎました秋ごろ10月ということで2回の実施をお願いしている内容でございませぬ。

以上でございませぬ。

○杉山委員

ずっと年に2回は変わってないというふうに思ひますけれども、今回この14万8,000円委託料が減ったという分については、何かあったでしようか。

○企画政策課長

処理の内容と変わりはございませぬ。

ただ、契約額の差益ですか、確定差益が出たということで、こちらのほうの額を補正させていたでいる内容かと思ひます。

○杉山委員

ことしも猛暑で、年2回雑草をシルバー人材センターのほうでやっていたというのであります。市民の皆様から、よく市の雑草状況等もボランティアでやっていたりとか、こちらのシルバー人材センターでの委託をしてやっていたでいるわけですが、14万8,000円でも安くなったということは大変ありがたいですが、市の財産のところの処理に対して、市民の方からまだちょっと厳しい状況があるんじゃないかとか、苦情等が入った状況はなかったでしようか。

○企画政策課長

やはり夏になりますと雑草よく生えてまいります。例えば私どもの管理している職員駐車場の近辺でも雑草等多くなりますと、そういうお声というのをお聞きします。

今後も、市民の皆様のお声等々加味しまして、適切な管理、運営に努めてまいりたいと思ひます。

以上です。

○杉山委員

委託料が減ったということは大変ありがたい部分もあるでしようけれども、きょうは寒くなつてまいまして季節も変わつてきましたからなんです、

やはりこの期間、ボランティアの方々に処理しないと厳しいような状況の管理体制のところもあつたというふうにも聞いております。

また、自主的にそういうのをやっていたけるとありがたいんですけども、公的な部分についてのこういった管理はしっかりしていただきながら処理等も人材センターの皆様にも、もう一回、年2回でしかありません、私としては年3回あつてもいいのかなという思ひもあるでしようけれども、こういった処理に対してもしっかりと仕事をしていただきたいなというふうに思ひます。

もう一点、47ページ、本会議、また質疑等でもございました防災行政ラジオの整備事業について確認をさせていただきたいというふうに思ひます。

これは市民の皆様にも大変希望をいただいで、順次台数もふやしていただくということであります。確認でしかありません、最終的には1,800台までを設けるといふ形でよかつたでしようか。

○安心安全課長

そうです。

○杉山委員

3月半ばでもう一回、850台プラスというお話ありますでしようか。この1,800台で一旦この台数で縮めるということによかつたでしようか。

○安心安全課長

お尋ねの件でございませぬけれども、当初500台予定が、品質を改良した分、高額になったということで300台程度購入を予定をしておりました。

その後、希望をとりまして、個人の方、企業の方を合わせまして1,132人ほどの数に今なつております。1次募集は既に終了してございまして、この方につきましては、本会議でも説明をさせていただきましたが、1月末にはお届けできるかなと。

それから、それ以降の850台はこの予算が通らさせていただきますれば入札としまして、お手元に届くのが、企画部長もお約束しましたが、3月末に納入をしていただけるといふ方向を今、考えておりますので、その時点で配れるのが150台。そのときにも御説明しましたが、2次募集を2月中に予定をしておりますので、その方につきましても、

なるべく早く支給をしたいと。

ただ、整備等がございますので、多少、時期については3月中という今お約束はできませんが、その予定であります。

それと、今年度で打ち切りかという御質問を、ちょっと考え過ぎかもしれませんが、総額では、私どもは3年で3,000台を一応要望しております、当初平成25年度は500台、平成26年度を1,500台、平成27年度を1,000台程度で予定をしておりましたが、希望者が殺到していただきましたので、それを前倒しということで補正をさせていただいたということで次第です。

以上です。

○杉山委員

3年間をめどにということで、今1,500台、1,000台という形を台数をお聞きいたしました。

これ、3年間をめどにこういった形で市民の皆様防災行政ラジオを持っていただきながら、持っていた後ですよね、これをほんとにまた防災の訓練等での何か役立てる内容等の組まれるということは考えていらっしゃるのでしょうか。

○安心安全課長

特に防災ラジオで訓練というのは考えておりません。

ただ、屋外で放送されるのが想定されますので、地域の自主防等で連絡が確実にできるというメリットがございますので、その中では活用していただけるかなと考えております。

○杉山委員

これから台数もふえて、そしてまた、この3年間をめどに整備をされて、そういった着実な、聞いていただける市民の皆様がこれに代用するものがほかになく、これで防災無線に頼らなくてもいいという思いでやっていただけるということであれば、またこの3年以降にこの状況を次に防災ラジオの整備計画的なものを将来的に考えてる旨はございますか。

○安心安全課長

防災ラジオが情報、一番震災時で大事なことは情報を得ることで、それが1つの位置づけとして

防災行政ラジオを考えておりますので、メールとか同報無線とかいろいろございますので、前の委員会でも少し説明したと思いますが、その中の1つとして位置づけをしておりますので、この2回目、3回目の要望がございましたら、当然そういうことは考えられるかなと思っております。

○永田委員

ちょっと項目でわからないところがあるので、1つだけ質問させていただきます。

質疑の場面で出たかもわかりませんが、51ページなんですけれども、小・中学校修繕等保全事業1,845万7,000円、この委託料という形で設計があります。これはどこの修繕箇所委託事業なのか、ちょっと教えてください。

○教育庶務課長

小・中学校施設整備工事設計委託料、こちらのほうにつきましては、知立南中学校の校舎及びトイレの改修に伴うものでございます。

○永田委員

これは、あくまでも設計委託料という形なものですから、実際工事に入るのはいつ頃になるのか、お示しいただきたいと思います。

○教育庶務課長

現在、来年度の当初予算に向け要望を提出しておりますけれども、来年度工事で何度か昨年度策定いたしました整備計画に基づきまして、知立南中学校の校舎の改修に手をつけたいと思っております。

工事におきましては、生徒たちに影響が多いものにつきましては、夏休みを中心に行ってまいりたいと思ひまして、そのためにそれに先立ちまして今回、設計委託料のほうを要望させていただいております。

○永田委員

来年は南中学校だけなのか、ちょっとその辺、確認させてください。

○教育庶務課長

整備計画のほうでは、平成26年から平成29年の間で南中学校、竜北中学校、知立小学校、猿渡小学校を行っていきたいということで提出をさせて

いただいております。

○永田委員

たしか、来年から4年間の間でそれだけの校舎を修繕、工事していくという形であります。

今年度の当初予算、学校修繕等保全工事費ですね、その計画の当初予算なんですけども、その小・中学校合わせて約4,052万5,000円取ってあるんですね。ここでその4,000万円近くの当初予算があるのに対して、今回この1,800万円の補正予算はどういった形で補正をつかったのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○教育庶務課長

今年度の当初予算での工事の内容は、この整備計画に基づくものではなくて、従来の工事を行っていくということで予算のほうをお認めいただいております。

今回この12月補正でお願いしておりますのは、新たに整備計画のほうに基づきまして事業のほうを準備してまいりたいということで要望させていただいておりますので、少し内容が異なるものがございます。

○永田委員

整備計画が来年度から工事に入ってくるというのに対しても、既に当初の時点では、そういった委託料が必要だということは、もうあらかじめわかっておったようなことじゃないかなというふうには思うんですけども、また今回これで12月の補正となるのは、ちょっと予算上に対してはどうかというふうに思いますけども、その辺はいろいろ事情があると思うので、これをスムーズに来年度から本格的に始まっていくわけですけども、やっぱり少し心配なのが、前のページの49ページにもありますとおり、学校施設整備基金積立金ですね。この5万8,000円は、これは積み立ての利子の収入金額でついた金額だと思いますけども、ちょっと確認させていただきたいんですけども、学校施設整備基金の状況を教えてくださいたい。いつから始まったのか、ちょっと確認の意味も含めて、よろしく願いいたします。

○教育庶務課長

現在、うちのほうがいただいておりますのが、給食センターの跡地の売却費ということで、その一部分ということで6,187万円が積み立ててございます。6月補正で県警の宿舍跡地の売却予定ということで6,800万円ということで補正の予算を認めていただいております。

今回は、さきの給食センターの跡地のほうの積立金の利息ということで5万8,000円、歳入のほうで基金に積み立てたいということで要望させていただいております。

○永田委員

数字は苦手なものであれなんですけど、合計で言うと1億2,000万円でもいいですかね。これは、いつ、ちょっとはっきりさせたいんですけども。

というのは、9月定例会で例月出納検査帳簿いただいたんですけども、まだこのときには9月時点で学校施設整備基金の項目が載っていないものですから、ちょっとその辺を確認させていただきかけたんですけども、もう一回合計、これからどれぐらいの推移なのか、その辺を確認させていただきます。

○企画政策課長

私どものほうから、今の教育庶務課長のほうからも説明がございました点、もう一度確認しながらお伝えしますと、まず、6月の補正の時点で今年度予算計上ということで、県警宿舍跡地と山屋敷の土地、こちらの売却の関係で6,800万円、こちらのほうをまず補正させていただいております。

それから、9月の補正の時期におきまして、昨年度の旧給食センターの売却した2億6,186万9,500円のうち、2億円を子ども施設整備基金のほうに積んでございましたので、その残りの額6,187万円、こちらを9月補正で積み立てということで補正を出してございます。今、現計の予算ということになりまして、1億2,987万円ということで、よろしく願いいたします。

以上です。

○永田委員

ということは、これは現金出納調査のほうになっちゃうんですけども、6月時点では子ども施設

整備基金の中に県警のほうの基金に積み立てたということなのかちょっとわかりにくかったので、もう一度確認させていただきたいんですけど。

これは調書の中では、いつごろこういう項目が載るのか、学校施設整備基金として載るのか、その辺、教えていただきたいんです。

○企画政策課長

県警跡地、山屋敷というのは予算に6月補正のときに計上させていただきました。今後その売り払う時期ということで今、設定してございまして、来年早々に売っていく準備してございますので、今まだそのお金は入ってきてございません。

○永田委員

わかりました。その辺が頭がこんがらがったものですから、ちょっと確認させていただきました。

この学校整備計画ですね、ほんとに気が遠くなるような年数でありまして、今後30年間、2043年ですか、完了まで、そういった計画になってるんですけども、この総額ちょっと確認させていただきたいんですけども、219億円でよろしかったのか、その辺を確認させてください。

○田中健委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時57分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

費用でございますけども、約30年間で平準化を図った後で185億円でございます。

○永田委員

30年間で185億円、年間でいいますと、およそ

6.2億円という形になるわけなんですけども、今回、51ページの設計委託料で1,800万円近く委託料が載っているわけでありまして、その南中の工事費というのは、大体幾らぐらいを見積もっていらっしゃるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○教育庶務課長

約3億1,000万円余を想定しております。

○永田委員

南中学校は約3億円という形でありました。これぐらいの推移を1つの学校で大体3億円ぐらいかかってくるんじゃないかなというような考えなのか、その辺、確認させてください。

○教育庶務課長

今回予定しておりますのが建物の長寿命化でございますので、実は、来年要望しておりますのは、南中学校の南棟ということでございます。1棟分でございますので、2棟ある学校につきましては、南中学校はまだ北棟もございまして、南中の場合は1棟当たり3億円程度で、ほかの学校も同じ規模でありますと同じような規模の予算が必要になってくるかというふうに想定しております。

○永田委員

1棟だけで3億円ですか。それで、たしか計画では、大体1年に1校当たりのめどで計画を立ててると思うんですけども、来年の南中学校は南棟だけで、北はどうなっているのか教えてください。

○教育庶務課長

現在のところ、予定しておりますのは来年度南棟ことで想定をさせていただいております。

○永田委員

北棟は、いつになるんですか。その次の年度になるんですか。

○教育庶務課長

要望のほうは行ってまいりたいというふうに考えておりますけども、まだいつの年度というのは実施計画とかそういうことで現実化を帯びてこないとなかなかはっきりとは見えてこないんですけど、計画では1年度1校というふうに想定してはたんですが、ただ、1年度に北と南と同時にやっしま

うと学校の運営上も難しいだろうということで、2カ年に分けていくほうが現実的かなということは考えております。

○永田委員

確かに両方やると授業も受けられないということ、支障を来すということもわからなくてもないんですけども、一応計画上では来年度から始まるのに、いきなりおくれちゃったら、どんどんずるおくれしてくるだけなような気がするものですから、またその辺はしっかりと計画に沿った形でやっていただきたいというふうに思いますけども、問題なのが、年間南棟だけで約3億円。南と北を合わせて6億円、大体この数字だとは思いますが、今回給食センターを、あと、山屋敷、長田ですか、その土地を売買してつくった基金というものが出来たわけですけども、土地もそういった金額も無限じゃないと思います。

今後、市債を組んでも積み立てしていくのか、その辺をどういうふうに計画を見積もっておるか、お答えできる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○企画政策課長

今後の基金等のお話でございます。やはり未利用地の普通財産等の土地につきましては、今後もそういった基金への活用ということで売り払い等を考えていきたいというような形では思っております。

また、学校等につきましては、国庫補助の対象にもなるかと思っておりますので、そちらのほうをできる限りいろんな補助を活用するとか、そういった運用、そういったところを考えていくというようなことで考えております。

以上です。

○永田委員

もちろんそういったところでいろんな売却等をしていく中で、学校施設に関する金額を集めなきゃいけないということもわかるし、先ほど答弁でもおっしゃったとおり、学校に対する交付金も活用しながらやっていくということはよくわかるんですけども、ちょっとお聞きしたいんですけども、

学校施設に対する交付金、これまでどういった推移で年間どれぐらいの金額が出てきたのか、お答えできる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○教育庶務課長

これまでは大規模改造という形では行ってまいりませんでした。屋根防水については、やはり建物を保っていくためには必要最小限必要ということで行ってまいりましたが、屋根だけでは交付金とか補助金はつかない状態でした。

今回、整備計画をつくらせていただきまして、建物全体の老朽化対策ということで行うことによりまして、今のところ約3分の1程度は国庫補助の対象になってくるかというふうに予定しております。

○永田委員

大体費用の3分の1が国からの補助、何らかの交付金があるというような答弁だったと思います。それらもしっかりと活用してもらえれば結構なんですけど、やはりこの長いスパンの30年ですね、常に年間6億円というか、平均すると30年を単純に割ればそれぐらいなんですけども、やはり高架事業もある中で、年度によっては計画によってはかなりの費用がかかる年度があると思いますので、その辺を考慮しながら計画的に実質的に進めていただきたいというふうに思います。

なかなかほんとに苦しい状況であるかと思えます。この計画にきっちりいかないかもわかりませんが、なるべく近づけて学校整備計画を実行していただきたいというふうに願っておりますので、またよろしく願いいたします。

私の質問は、以上であります。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂田委員

消防費の防災行政ラジオ整備事業、この件に関しましては、本会議で中島議員、そして、先ほど杉山委員からも質問がありました。

ちょっと私からも確認させていただきますけども、防災ラジオ導入に関しましては、過去の議会

でも導入を促す意見もあり、今年度から導入されたんですが、そもそもこの防災行政ラジオ、この導入に至った経緯というものは、どんなところにあるのでしょうか。

○安心安全課長

お尋ねの件でございますが、同報無線が整備をされておまして、その音が聞こえにくいとか、今何言っただ、とのお話もございますけれども、防災ラジオ、各戸も屋内で聞けばより明確に聞こえるというのが設けてございます。

○坂田委員

そういうことですね。市内で難聴地区というのがまだかなりの地区があり、そういった地区に行政無線が聞こえない、そういった苦情から防災行政ラジオの導入に至ったと思いますが、この300台ですね、2月初め配付、これは申し込みが済んでると思いますけども、その申し込みを受け付けるときに難聴地区の方を優先されたのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思いません。

○安心安全課長

そういうことはございません。

○坂田委員

なぜ、なかったんでしょうか。

○安心安全課長

私どもの同報無線は難聴地区というのは設置地帯に数多くございます。その中で、同報無線が増加をしていくことがなかなか昨今難しいということでございますので、その代替もございまして防災行政ラジオをつけさせていただいておりますので、できましたら防災ラジオのほうを希望していただければと思っておりますが、今のところ、その申し込まれた方たちが難聴地区かどうかということは、まだ把握しておりません。

○坂田委員

難聴地区かどうか把握していないということですけども、実計メニコンのときも難聴地区の地図を見せてもらいました。申込者の地名から、この方が難聴地区かそうでないか、そこら辺のところはわかると思いますが、そこら辺、どうでしょう。

○安心安全課長

今、把握しております地図だけではなかなか難しいところがございます、気象状況とか時間帯によって聞こえたり聞こえないところがございますので、必ずしも難聴というふうに限定できないのが現状でございます。

○坂田委員

市長も至るところで、1万2,000円の物が2,000円で手に入りますよと、そういうことを盛んに言われておまして、1万2,000円の物が2,000円でもらえるという、それが先走っちゃって、世間一般の方が、うわっと申し込んだと。それでこういった補正まで組まなければいけない状況になったと、そういうふうには私、理解しますけども、そこら辺のところをですね、残り1万2,000円の物が2,000円ですよということは、ちょっとこれは本来のこれから違っておると思うんですけどね、そこら辺、どのように考えておられるのでしょうか。

○安心安全課長

御指摘のことにつきまして、私どもはなるべく広めたいという気持ちがございますので、その間違っていないかなと思っております。

○坂田委員

今、私、市長の名前を出させていただきまして、どのようにお考えでしょうか。

○林市長

広めたいという思いでございます。2,000円もするのかという声を一度、二、三の方から聞いたことがあるわけでありまして、そうした思いの中から、つくると1万2,000円かかりますよ、それを2,000円ですよと、そういう意味で申し上げた。

もう一点は、各御家庭によっては2階建てのうちの方は2台ほしいよという方もいらっしゃる。そうした方には、この定価の1万2,000円で分けることもこれからは考えていかなければいけないのかなと、そういうことを申し上げているわけでありまして、その脈絡の中で、今1万2,000円というお話をさせていただいた、そんなことでございます。

○坂田委員

そもそもこの防災ラジオ、安城市も2,000円ですけども、安城市の場合は防災行政無線がないというところから、こういったラジオ非常に有効かと思えますけども、知立市の場合、かなり防災行政無線、設置も進んでおりまして、ただ、確かに雨の日とか、窓を閉めていたときは聞こえないということもありますけども、私は、当初の目的といたしますか、そういった考えであった難聴地区を優先すべきだと、そのように思っております。

またこれから追加の受け付けもありますけれども、そこら辺のところを考慮するお考えがあるのかないのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○安心安全課長

今のところは考慮しておりませんが、当然、難聴地区の方にもお勧めできるような文言で宣伝をさせていただければと思っております。

○坂田委員

ぜひお願いしたいと思います。

それと、今市長から、一家に2台とか言われまして、当初これは一家に1台でしたか、どうでしょう、受け付けの段階で。

○安心安全課長

ただいまの私どもの市長の説明は、1世帯に1台ということですので、その辺がちょっと説明があれでしたけど、2世帯という場合でございます。

○坂田委員

1世帯に1台というそこら辺のところは、どういった形で受け付けの段階で把握されていくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○安心安全課長

今、名簿を照合させております。それで住基ネット等で間違いなく世帯の方ということを確認をして、それをもとに配付の準備を進めてまいりたいと思っております。

○坂田委員

ぜひその点は、お願いしたいと思います。

このラジオですけども、試験的に数十台でしたかね、当初導入し、それをそれぞれの区長へ貸与しましたけども、その後、数十台というのは確かではないですが、当初試験的に導入されたそのラ

ジオは今どうなっておるのでしょうか。

○安心安全課長

前の形で、あえて旧型といいますけれども、三角の形でございまして、それは平成24年度に50台購入させていただきまして、各防災のほうにお渡しをしてアンケートをとらせていただきました。

前回は説明させていただきましたが、新型がออกมาして、少し価格は張りましただけけれども、性能的にもそちらのほうが比べていいだろうというところで、それは今のところ私どもとしては、とりあえず保管しておるという状況でございます。お渡しする300台には入っておりません。

○坂田委員

ちょっと今わからなかったけど、当局で回収して、今、保管されているということですか。

○安心安全課長

はい、そのとおりです。

○坂田委員

保管しておいてもったいないのに、何で町内へ、十分ですね、私もよく聞きましたけども間に合うものですから、町内会へ区長でもいいし公民館でもいいけども、そこら辺、貸与するというお考えありませんか。

○安心安全課長

配付事業をことしから行うということで、その後そういうことも可能性はあるかと思えます。その辺は企画部長の質問の回答にもございましたが、今のところは選挙の投票所、自主防災会の希望があればそれをお貸ししてデモをしていただいておりますという状況です。

○坂田委員

市役所で保管しておいてももったいないですから、ぜひ何とか有効に利用していただきたいと思えます。

それと、機械ですから当然壊れることもあろうかと思えますけれども、また、2,000円出したのにといいことで思わぬ苦情もくるかと思えますが、そこら辺、メンテナンスとか苦情等の受け付けは担当窓口がされるのか、直接メーカーへ市民の方が問い合わせるのか、そこら辺のところどうなっ

ておるのでしょうか。

○安心安全課長

基本的に私どもとメーカーが買わせていただきますので、1年間の保証はメーカーがしておる。普通の電気製品と同じでございます。

1年以内であればメーカーに直接電話していただいても、また、私どもに持って来ていただければ、ちょっと時間はかかりますけれども、それをメーカーのほうへお送りするというふうな考え方を持っております。

○坂田委員

今回そのラジオをそういった形で導入を図っていくんですが、ラジオを導入するというところで、今後の防災行政無線の設置計画、そこら辺のところに変化は出てくるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○安心安全課長

基本的には防災ラジオとは別に同報無線をふやしていくかということについては、今のところ地元で了解が得て、環境等でクレームをいただかないという条件が整えば設置をしていくという考え方を持っております。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

それでは、今補正予算の1つ柱になっています臨時財政対策債2億2,000万円の借り入れについてお尋ねしたいと思います。

今回この借り入れを行いまして、財政調整基金の繰り入れ額を減らすという作業がされております。今会議で我が党の中島議員が、平成25年度末の財政調整基金の残高20億円という長期財政計画の数字も示しながら対応をお尋ねをさせていただきました。

企画部長の答弁は、2億2,000万円計上したけれども、これを全部発行するのかどうかについては今後検討したいという向きの答弁だったと思いますが、何を意味した答弁だったのか。予算計上したけれども、今後は執行しない、起こさない場合もあるという御趣旨だったと思うんですけども、

どういう検討をされるのか、何が問題なのか、そのあたりを明らかにしてほしいと思います。

○企画部長

臨財債というのは、本来現金で地方交付税をもらうところを、とりあえず借りておいてくれるという制度でございます。これは、後年交付税措置をされるのを先食いするという形でもあります。ですので、これはできれば借りないほうがいいわけですね。

今回、限度額まで予算措置させていただきましたけれども、これを全額借りるのか借りないのかというのは今後検討させていただきたい。できれば借りないで済むのなら全額借りないという選択肢も含めて検討させていただきたいと思っております。

○高橋委員

その結論に至るまでの点で、認識を一致しておかなきゃいかんと思うんですね。臨時財政対策債というのはどういう地方債かということについて認識を一致する必要があるんですが、今、企画部長の答弁は地方交付税、これは国税が財政調整で地方へ現金でおりにくるんですが、地方交付税財源が不足していろいろあったために、現金でおりにくる地方債という形で一般財源に活用できる地方債、特異な用途でそれを臨時財政対策債ということで発行してもよろしいよというふうになった。

つまり、借金でくるのか現金でくるのかはともかく、地方交付税だと、臨時財政対策債というのは、そういうふうに理解しておるんですが、その理解はよろしいですね。

○企画部長

委員の申されるとおりでございます。本来は、これは交付税で現金措置されるべきはずの金額でございます。

○高橋委員

したがって、返済に当たっては元利償還額ともに地方交付税で措置される。現金でくるべきものが借金できたんだから、その借金をしたために生ずる元金利息の返済については地方交付税で措置する。ちょっと時差がありますが地方交付税で措

置るので、地方自治体の腹は痛まないということになってるというふうに理解しているんですが、そういう理解でいいですか。

○企画部長

そのとおりでございます。交付税措置されるということは、これは借りても借りなくても交付税措置されます。

○高橋委員

ということは、借りていたほうが得ではないですか。つまり、借金ではないわけですから、借金という形はとっておるけども、大体地方債というのは投資的経費の財源として充てるというのは一般的な地方債なんですけど、これはそうではなくて一般財源化して結構と、何に使っても結構ですというふうに使われているので、これを地方債の借金版として持っておくということは、必ずしも悪いことではないというふうに思うんですが、そういう理解ではないですか。

○企画部長

まさしくそういうこともいえます。借金のようで借金でないという形のものでございますので、交付税をもらっている限りは、これはお得な借金といえますか、使い道も自由でございますので、そういう面がございますけども、臨時財政対策債の残高でも今60億円でしたか、そこまでいってますので、これは借りなきゃいけないというものでもないとは思っております。

○高橋委員

借りなくてはいけないものではないですが、これは地方交付税だと。借金でくるのか、現ナマでくるのかの違いはあるけど、これは地方交付税だと。自治体が窓を開ければ入ってくる。要するに、それはフリーに使える。一般財源として使える。まさにこれは地方交付税の借金版、地方交付税なんです。名前は借金ですから地方交付税とは言えないけど、これは変化球なんです。国の財政状況を鑑みたですねというふうに私は理解しているんです。この理解が異なると結論が異なってくると思うんですね。私は、そう理解をしておるということをまず申し上げておきたい。

それで企画政策課長、今、平成24年度末の残高約60億円、ちょっと正確に教えていただけますか。平成24年度の元金償還額は幾らなのか教えてください。

○企画政策課長

今年度末の現在高の見込み額ですけども、67億3,138万9,000円でございます。

それから、当該年度で返す償還見込み額が2億7,762万8,000円でございます。

以上です。

○高橋委員

平成25年度決算見込みということですね、末で67億円の借金があると。償還額は平成25年度で2億7,000万円、これは決算数字で申しますと、平成24年度末の決算で残高が60億2,900万円、年度中の償還が2億2,298万円と、こうなっておるわけです。

もう一つ数字聞かせてもらいますが、平成24年度の普通交付税は2億9,266万円だと理解しているんですが、基準財政需要額と収入額わかりましたら、それぞれ教えてください。

○企画政策課長

ちょっと今、手元に平成24年度分を持っていないものですから、申しわけございません。

○高橋委員

そうしましたら、普通交付税は基準財政需要額と収入額の差なんですけど、平成24年度の地方交付税、これは確定した数字ということで、平成25年度も確定しておるんですけど、確定した数字でございますと、今言ったように2億9,266万円、平成24年度の地方交付税、これいいですね。ちょっと確認してください。

○企画政策課長

先ほどの平成24年度の基準財政収入額のほうから先にお伝えいたします。収入額のほうが83億9,102万3,000円、基準財政需要額のほう86億8,368万5,000円でございます。

交付税のほう、ちょっとまだ手元にないものですから、ちょっと調べさせていただいて。

○高橋委員

話を進めなきゃいかんので、2億9,000万円ですよ、普通交付税が。それで、臨時財政対策債の元利償還が今おっしゃったように2億2,298万円でしたね。そうすると、地方交付税で措置された財源不足額というのは6,900万円程度ということになりますね。それでいいわけですか。

○田中健委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後1時28分

再開 午後1時29分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

今の平成24年度の基準財政需要額から収入額を引きますと2億9,266万2,000円になります。

○高橋委員

それが地方交付税の額ですよ。先ほど議論した臨時財政対策債の元金償還というのは地方交付税で面倒見てもらうんでしょう。2億7,000万円というのは平成25年度の数字なもので、今、決算の土俵を一致しなきゃいかんから平成24年度決算で話しておるんだわね。平成24年度決算は2億2,098万円が臨時財政対策債の元利償還額ですよ。そうすると、地方交付税のうちで面倒見てもらうわけですから、そこから引かないかんわけですよ。そうすると地方交付税は約7,000万円になるんです。

つまり、知立市の地方交付税2億円、3億円だと言われとるけども、その大半は臨時財政対策債の償還額だと、こういうことになるわけですね。その数字について、ちょっと確認をしておるんです。私の申し上げておること、わかると思います。

○企画政策課長

今の計算で委員おっしゃられました額の関係、そのような形かと思えます。

○高橋委員

何でこういうことが起きるかということですよ。1を割り込んでいて、標準的な財政需要ですね、

標準的な市民サービスをやるのにかかるお金が、その差を埋めてくれるわけでしょう、地方交付税は。今まで2億9,000万円、約3億円だと思っておったんだわ。

ところが、中を調べてたら、その3億円のうち2億2,000万円は臨財債の元利償還の金額なんです。それは、さっき企画部長と議論したように、全部措置されますから、元利償還は残りが6,800万円、約7,000万円しかないということになりますねということをお聞きしておるんです。いいんですね、そういう理解で。

○田中健委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後1時32分

再開 午後1時33分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

今、委員おっしゃられるような数字上ではそのような形になるかと思えますけども、結果的には3億円がくるという形の中で、それを使つてということで、数字上ではそのような委員のおっしゃるとおりかと思えます。

○高橋委員

そういう計算になつちゃうんですよ。基準財政需要額から収入額を引くと約2億2,000万円でしょう。そのうち臨財債の元利償還が今これも数字出るものですから、これを引くと約7,000万円になる。そうなるでしょう、計算上。

○田中健委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後1時33分

再開 午後1時34分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

失礼しました。

今の基準財政需要額、これを積み上げる中の計

算の中で既に臨時財政対策債、この分は引いた額が8億6,836万8,500円ということになってございますので、もう既に需要額を出す前に臨財債の分は引いているということで御理解いただきたいと思えます。

○高橋委員

そういうことなんです。基準財政需要額が100とすると、100から基準財政収入額を引いた額が交付税でしょう。ところが、もう借金で借りる枠は最初から抜いてあるわけです。

つまり、ことし平成25年度でいいますと9億8,000万円でしょう、臨財債の限度額は。これに9億8,000万円はもう借りるものとして最初から引いてあるわけですよ。それに先ほど言った差額約7,000万円ですか、6億8,000万円、この合計が地方交付税なんです。それが現金でくるのが8,000万円、借金でくるのが9億8,000万円。合わせてその合計が地方交付税なんです。だから初めから9億8,000万円、この限度額は抜けておるんです、需要額から。

つまり、これはもう現金では計算しませんよということになっておるんですよ。だから、その9億8,000万円を借りないというふうに企画部長おっしゃるから、よほど財力がよるしいわけですねということになるんです。元利償還を全部面倒見てくれる9億8,000万円は、はなから抜けておるんですよ。

つまり、その金を借りずにやろうと思うと行政サービスにひずみが出ます。だから金がないからということで借金ふやしていかないかと、臨財債も借金だということでもふやさないようにやるとどういうことが起きるかという、サービス低下が生まれてくる。給付の削除、あるいは負担の増加ということになるんですよ、9億8,000万円分丸々借りないとすると。臨財債というのは、そういうものだというふうに理解しないと、私は、先ほどの企画部長の答弁の矛盾点をはっきり手のひらに乗らないというふうに思うんですが、どうですか。

○企画部長

私の理解では、基準財政需要額から臨財債の元利償還金とも引かれていると思えます。引いた上で差が2億9,000万円あるので交付税をいただいておりますという理解しております。

これは臨財債借りても借りなくても借りたものとして元利償還分は引いていただけますので、借りる借りないで交付税の額が変わるということはないという理解をしております。

○高橋委員

交付税の現金の額は変わらないかもしれませんが、現金の額は最初から抜くわけですから、借りても借りなくても抜くわけですから、基準財政需要額から、そこから抜くわけですから、抜いた残金を基準財政需要額というふうに見て、それで収入額を比べるんですよ。そうすると、今言う2億2,000万円なり2億3,000万円の差が出る。これは現金で差し上げましょと、こうなるわけでしょう。だから借りても借りなくてもその額はイコールだけど、現金が知立市の金庫からなくなりますかね、9億8,000万円丸々借りなきやね。それは借りられればいいじゃないですか、元利償還見てくれるんだから。それで地方交付税の額は変わらないわけでしょう、最初から抜かれておるわけだから。だから収入額の出納へ9億8,000万円入るわけですがね。入らなくてもいいという根拠が、なぜ成り立つんですか。元利償還は地方交付税で見てくださるというんだから、えらい大家の発想だなと思って。企画部長の答弁を。

○企画部長

高橋委員と認識が違うかもしれません。つまり、借りたとすると元利償還金はみただけ。借りなくても元利償還金はそのまま引かれる。ですから、借りない場合は、その分の元利償還金がないわけですから、でも基準財政需要額から引いていただけるということなので、これは借りても借りなくても私は一緒だと、そういう理解なんです。

○高橋委員

地方交付税はもらっておるんですよ。臨時財政対策債の元利償還も起こしておるわけでしょう、

歳出で。これは出しておるんですよ。お金を出して、それは一般財源で出しておるわけですから、元利償還額を。だけど、それは地方交付税でみってくれるという話になるわけですので、それは私があえて普通交付税から引く計算をしました。だけど、それは交付税が2億2,000万円を決定する過程に既に基準財政需要額の中に元利償還額は折り込んであると。だから私は、二重に差し引いてるという理解だということですか。

○企画部長

先ほどの差し引きで2億9,000万円が出るという算式でございます。基準財政需要額からは臨時財政対策債の元利償還分が引かれておるということです。これは借りても借りなくても借りた計算上の元利償還分が引かれますので、借りなければその分の元利償還金はありませんけど、それは引いていただけるんです。ですので、これは借りても借りなくても交付税の実質上のものは何も変わらないという理解です。

○高橋委員

だから、ほんとに借りても借りなくても引かれるんですか。基準財政需要額で元利償還額をみていただける。つまり60億円ね。知立市は60億円だけでも60億円とは限りませんよね。いろんな自治体があるんな経緯で積んどるわけですから。

今、60億円借りて2億2,000万円の元利償還が出て。その元利償還は、丸々基準財政需要額に想定していただいて入っていると。だから、その差額、要するに需要額が2億2,000万円のった額から収入額を引けば、それは需要額が元利償還として交付税措置されているということですが、65億円というのは知立市固有の話でしょう。

企画部長は今、それは借りても借りなくても抜かれるんだということだと一体どういう指標で何を根拠に抜いてくださるのか、ちょっと理解しにくいんですね。その辺の認識、ほんとにいいですか、それで。

○田中健委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後1時43分

再開 午後1時47分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画部長

今、確認をいたしました。

これは借りても借りなくても、その元利償還金は交付税の中で計算に入れていただいております。これは借りれば借りた分、借金ですので利子がつきます。その利子分も交付税措置される。借りない場合、これは利息が実質上、発生しないわけですから、でも利息が発生した上で交付税算入措置されますので、これはこの年の現ナマがほしい場合は借りたほうがいいんですが、必要としない場合、借りないほうが利息分、後年得するという、そういうことになります。

○高橋委員

念のために聞きますが、平成24年度の臨財債の元利償還というのは地方交付税で幾ら見とってかれてるんですか。幾ら基準財政需要額の乗せてってくれるんですか。

○企画政策課長

今年度計算した振りかえ相当額は8億4,353万8,000円です。

○高橋委員

それは借りの元金。私は、償還額は幾ら乗せられてるかということ聞いておる。利息もみんな見てくれるとおっしゃるけど、地方交付税というのは抜け道がいっぱいって、満額認めてくれないんじゃないですか。

○企画部長

今、企画政策課長が言った数字に間違いはないと思いますが、これは元利償還金も足されていると思います。利息も足されていると思います。

ただ、これは非常に計算書としてもすごい厚い計算書で、大変複雑な計算をした上で出てくる数字ですので、単純に委員が申された2億9,000万円の中から2億2,000万円分引いた残りが実質の交付税の正体じゃないかと、そんな単純には言えない部分がございますので、御理解いただきたい

と思います。

○高橋委員

借りても借りなくても元利償還額を基準財政需要額として認定しておいてくれとるから借りなければ実質的な支払いは元利償還が少なくなるので、またその差額分だけ得をすると。差額というか、実際は10しか償還してないのに交付税では50需要額に乗せといてくれると。40の差が生まれるので、ここは財政的にプラスになるんじゃないかみたいな話なんだよね、今議論してるのは。数字はそんな数字じゃないけども、わかりやすい数字でいうとね。

ただ、そこまで厳密に2億2,000万円の平成24年度の元利償還をそのまま9億8,000万円プラス2億2,000万円を乗せとってくださるのかどうかについては、私は、ちょっとまゆつばなんです。だから、借りないほうがいいという議論については単純に酌みできないなというふうに思っている。そこはちょっとわかっていたきたいんですね。

それから、もう一つは、現ナマがないときにはそれでもいいかもしれんけども、ほしくないときには。しかし、現ナマがほしいわけでしょう。財調の残額が常に議論になってきてるわけですよ。だから、この臨時財政対策債の魅力というのは一般財源だということですよ。一般財源で、これは今回2億2,000万円借り入れていたやつを財調へ回しておるわけでしょう、この財源として、平たく言うと。その分の財調の繰り入れを減らして残高をふやすと。これは現金を積んでおるわけですがね。現ナマになっておるわけですよ。

今年度、確かに2億2,000万円は借りなくてもやれるかもしれん。やれるでしょう、それは。だけど借りたことによって、これが全部交付税措置されるわけですから、そして現ナマを積んだというところに今、今日の財政状況からいうと価値があるんじゃないか。つまり、一般財源だということですよ。これが特定な箱物のベースの地方債なら、それは金額が減ればそれだけ減らされるわけですから、その都度突っ込んでいかないかんですよ。ところが、これはそういうことで留保でき

て次年度以降のお金に、つまり地方交付税なんです。借金でくる。

だから、そこはひとつもう少し熟慮されて、なるほどというような時期に企画部長の答弁が本会議で出ればと思うんですが、ちょっと私は、まゆつば、慎重に対応してほしいなというぐあいと思うので、細かい交付税算定の図式なんかは私、きょう聞きたくもないし、わからんわけだけど、考え方としては私はそういうふうに思うんですが、改めて見解承りたい。

○企画部長

私も本会議で申し上げましたけども、臨時財政対策債、これは一般財源で使い道自由ですので、答弁の中でも申し上げましたけども、これは借りておいて基金にする、こういう考え方ももちろんあります。その考えも、私、答弁の中で申し上げたつもりなんですけども、一方、臨時財政対策債ありきの、これがないと立ち行かないという財政状況も、これは一考するところもあるんでないかなと私は思っております。借りなくて済むものなら借りないでやりたい。これが本音のところなんです。これは実際ふた開けたら限度額いっぱい結局借りるのかもしれないですけども、高橋委員のおっしゃったとおり、使い道自由ですので、これは財調に積むこともできます。また、いろんな基金が要る中で、その基金に入れることもできますので、それももちろん選択肢には入っております。

そういった意味で、借りなきゃいけないものではないよという意味で私は申し上げたつもりなんですけど。

○高橋委員

最初の議論に戻りますが、これは地方交付税だということはお互いにまず明確にした上でお金の使い道は検討してもらえばいいと思うんですが、私は、借りておかれて、さっき永田委員の質問もありましたように、これから公共施設の保全計画も含めて物入りなので、お金がないから給付を減らしたい、お金がないから負担をふやしたいというこの議論がずっとある方向の分野については、これが先行してくると。

しかし、一方では、臨財債を借りられる余地があるのに、これを借りずに現金がないという状況をつくってるということは臨財債が地方交付税であるという大前提に立ったときには、やはり問題の財政運営ではないのかなというふうに思うので、ぜひそこは私の意も酌んでいただいて、的確な判断をしていただきたいというふうに思うんですよ。

それで、もう一つ私、聞いておきたいのは、来年度、法人市民税の国庫の召し上げが始まるという政府与党の税制調査会の結論ですね。これはどうという方向になるんですか、税務課長。

○税務課長

内容につきましては、まだ国のほうから説明がありませんのでわかりませんが、新聞報道でされとる状況からしますと2.6%程度法人市民税の率から国のほうへ移管されるものと判断しております。

○高橋委員

標準税率の場合2.6%地方へ入っておったお金が国庫に移って、それが地方交付税で地方へ戻ってくると、こういう仕組みになるというわけですね。財政調整の財源として法人の地方税を国庫が吸い上げると、こういう今、提案なんです。標準税率で2.6%下がると。知立市の場合は不均一超過課税1億円以上の資本金については14.7%まで徴収するという事なんで単純ではありませんけれども、2.6%下がることは事実ですね。それで試算しますと、どれぐらいの減収になるんでしょうか。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時06分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長

法人市民税割に占めます2.6%ですけども、数字の根拠が平成25年の当初予算をつくったときの法人市民税割から計算しまして、今年度、当初予

算で法人税割を5億円と見とるわけですけども、そうしますと、このうちの6,700万円から6,800万円程度が対象になってくるのかなというふうに考えております。

○高橋委員

これは超過課税も折り込んで計算されているという理解でいいですか。

○税務課長

超過課税は除いて法人市民税割に対して2.6%を取られますので、その額が実際計算してみますと6,765万円という数字が出ましたので、大体6,700万円から6,800万円程度が国のほうの国庫へ移管されるのかなというふうに考えております。

○高橋委員

平成25年度当初予算が、たしか5億円でしたね、今おっしゃったように。平成24年度の法人市民税の決算額は8億1,000万円ということですから、この税額が上がれば上がるほど2.6%のウエートもね、比率は同じですが金額も上がってくるといことだと8億円程度の決算だと1億円近く歳入が減るといことになる。

これは大変私、問題だと思うんですね。たしか市議会もそういう方向で全国議長会の議案に賛成すると。一般財源へ国が持っていくなというね、法人市民税ということで市議会の意向も明らかにしたし、林市長も関連の首長のときに、そういう趣旨の意見書に賛同されたというふうに思うんですが、林市長、今のこの減収額含めて、これは来年度やると言っておるわけでしょう。もちろんこれは法改正が必要だけでも来年度やりたいというのが与党の税制調査会の方針なんです。林市長、どういう御所見でしょうか。

○林市長

この辺については、地方の税収を国に吸い上げて、やはりちょっときついなという思いで、愛知県市長会として国のほうには反対の意見書というのを提出させていただき、それについては、市長会が一致団結してそういう意見書提出させていただいております。

○高橋委員

知立市も交付団体とはいえ、1億円取られて、じゃあ1億円戻るかということであれば、そういうことはないわけでして、税制調査会でそういうことを決めましたが、引き続き二の矢、三の矢で反対の声を上げていってほしいというふうに思いますが、もう一度、市長、答弁をお願いします。

○林市長

私もある席で申し上げたんですけども、交付税財源として地方の財源を持っていくというのは、法の趣旨からいって交付税財源というのは国税5税でやっていくという法律になってますので、これを地方から持っていくというのは、ちょっと仕組みが違ってくるんじゃないですかということも申し上げておまして、これからも機会を捉えて申し上げていきたいなと思っております。

○高橋委員

地方の財政調整のために地方交付税があるわけで、今、市長おっしゃるように、地方の税源を奪い取って別の地方へ回すなんていうことは考えられない禁じ手だというふうに思いますので、ぜひその趣旨で頑張っていたいただきたいというふうに思います。

56ページ、ここに職員の給与費の明細書がありますが、補正前、補正後、職員手当含めまして3,587万6,000円の減額というふうになってますが、この中身を御説明ください。

○総務課長

これについては、当初予算で計上してありますのは、御存じのとおり昨年度中の人員配置、職員構成に基づいてそれぞれの科目ごとに人件費が計上してありました。それを新年度に当たって退職された方、新たに入ってきた採用された職員、また、人事異動があった、それに合わせてそれぞれの科目ごとの人件費を現状の人員配置にあわせて精査をしまして、それぞれ増減するところを修正した結果、このような形となったということでございます。大ざっぱに言えばそういうことでございます。

○高橋委員

具体的な人の実態で調整したら給与と手当合わ

せて3,500万円ほど減額になったと、こういう御説明ですね。

それはその限りではそういうことでしょうが、私は、この明細書から何を読んだらいいのか、何を見たらいいのかという点で少しお尋ねしたいんですが、例えば今、職員の中でいろんな事情で席をあけてみえる方があると。休養が必要で席をあけてみえる方があるわけですが、一部は任期の途中で人事異動もあって、課長職を埋めるという手だてもとられました。また、あるときは補充できずに、今、臨時の元職員がパートで採用されて対応しているという事態も拝見いたします。もちろん個々の職員には元氣閣達に頑張っていたいただきたいわけですが、諸々の理由で勤務の継続が困難というケースも最近は、ままする話なんです。

そういうときに、当市の人事が、ややフレキシブルを欠いて、今申し上げたように臨時職員で対応するというような事態、あるいは課長職を新しくつくっていただいたのはいいけども、その欠員分がきちっと補充されているのかどうかということも含めて、最近の人事についてどのようにお考えになっておられるのか、少し承りたいと思います。

○総務課長

御質問の御趣旨というのは、現在の職員の職務に対しての取り組み方と年度途中での不幸にして心身に支障を来した状況に対しての人事当局の見解ということだと思います。

御指摘のような、不幸にも心身に支障を来して休職処分を受けておる職員がいるということと、もう一つ、現在まだ病気休暇中ですけれども、そのままであればまた職員の部分についても休職になってしまうということで、必要な手だてをとっておるわけなんですけれども、こういった非常事態的なことについては、職員の人員配置に余裕があれば、その余裕のある中でこなせばいいわけですが、その余裕のある中でこなせばいいわけですが、昨今この自治体でもそうですけれども、限りある職員の中で、少数精鋭ということでやっておりますので、なかなか1人欠けますと、その職員の手当を代替措置をするというのが非常に困難でありまして、欠けた部分について全て臨

時、もしくはそういったもので充てがいができるかという、管理職等々では、とてもではないけれども、そういった臨時では対応できないということです。

また、管理職以外の部分でも臨時で充てがいができる職責とそうではない職責がございます。したがって、その辺は非常に頭を悩ますところではありますけれども、今後ともそれぞれの職員の適材適所というのを見きわめながら適切な人員の配置をとってまいりたいというふうに思っております。

それと、もう一つ、できるだけ職員の心の変化ですか、そういった部分を早目に把握をして、症状が悪化する前に事前に対応をとりたいというふうに思っております。

○高橋委員

個々の職員のあれこれについて論ずる立場にありませんけれども、私が言いたいのは、組織に弾力性がなくなってきたんじゃないかと。つまり、余剰人員をずっと置けなんてことを言っておるわけじゃないです。いっぱいいっぱい頑張っていたのは当たり前だし、大前提なんだが、不幸にして業務を継続できないような事態になったときに、少なくとも常勤職員がフォローする、そして、大変だろうけども何とかやっつけていけるぐらいのキャパを役所全体のフレキシブルとして持つべきだと。1人欠け、2人欠けると正規の職員すら配置できないと。これは安全率という言い方は極めて失礼だとは思いますが、何でもかんでも不測の事態になったときにもちゃんと対応できる程度のフレキシブル、安全性を持って対応してるわけですよ。この点が少し最近経費経費、もちろん大事なんだけど、一人一人の職員が大事にされてないとちょっと語弊があるかもしれませんが、もう少し具体的に余裕のある業務、職員体制というのを考える必要があるのではないかと。1人欠けたら臨時で対応すると。しかも重要なポジションですよ。臨時で対応できるようなポジションじゃないところへ臨時で対応すると。こんなことがあってはならない話ではないかというふう

に思うんですが、これは副市長、どういう御所見でしょうか。私は、臨時職を配置するような部署ではないというふうに考えますけども。

○清水副市長

これは過去からですね、今、御質問者が御指摘のように、もともとどこの部署においても余裕の配置ということにはなかったというふうに思っております。

今日においては、また特にそういう意味でも大変、各所属厳しくなってるなどということがございます。かといって、今の現状で、例えば1人職員に支障が来したときに、どこからどういうふうな形でと、一定の規模の部単位、あるいは課単位でございましたら、そういったこともある程度フレキシブルなそういう考え方も可能なわけですけども、御質問者が御指摘の中身は、多分そういった意味では非常に窮屈な職場でございますので、その辺が非常に私どもも申しわけない、大変遺憾な状態だなということは理解しておりますけども、その中でも日常の業務に支障がないというところを念頭に置いて、その職場の性格上もお願いできるような方をお願いをして何とか今やっとなんかというところで、今現状が決していいということは思っておりませんが、その中で努力をさせていただいているということでございます。

○高橋委員

いろいろおっしゃるけども、結果的に1人、2人人員が対応できないという場合に、常勤職で補填できんと。それは私、知りませんよ、詳しいことは。どこの職場にどういうふうな余裕があるのか、どこの職場がどういうふうな余裕がないのか、私は一々知りませんが、結果的に大量に、事故があつて亡くなってしまうとか、職務が継続できないというならともかく、そうではないのにもかかわらず、常勤職で対応できんというような組織運営というのはいかがなものかという問題提起なんですよ。

私は定員の見直し、定数の見直しを含めて、だまだまな組織をつくれなんてことは言っておるわけじゃないです。いくら何でも結果的にはまずい

対応だと。例えば監査の事務局に常勤職員を配置せずして誰を配置するんですか、監査事務局に。パート職員が入って監査やっておるんですよ。その方の私は個人がどうのこうのって、制度と仕組みの話をしておるんですよ。そんな監査ってあるんですか。私、疑問でしようがない。

行政側をチェックする監査の要職を、監査委員立派な方がみえるんで、しっかりやっていただいていることは、それは確信持ってますけども、監査の日常の実務をやるのに、先ほど言ったような要因で欠員になったときに正職員が配置できないなんてことは、それはちょっと考えられない話ではないですか。私は、そういう理事者側の感覚といたしますか、職員の対応の仕方について、非常に遺憾に思っています。ここまでしゃべっていいのかどうか、大変ちゅうちょする面もあるんですが、言わなきゃわからんというんなら言わなしようがないですよ。一遍きちっとお答えいただきたい。

○清水副市長

先ほども申し上げましたけども、確かに緊急事態ということでの対応、これが臨時職員で対応させていただいている部分ございました。そういった意味では、今、質問者もおっしゃいましたですけども、監査委員には多大な御迷惑をおかけしておるなんていうことで、大変申しわけないという思いでございます。

しかしながら、その中で、日常のそういった定期監査等々の中で、御迷惑をおかけしないよう、これは監査事務局長に負担をかけておるわけでございますけども、そういった中で、何とか今お願いをさせていただいているというところがございますので、今後においては、こういったことがずっと引き続きということではいけませんので、今、当該職員の今後の状況等もございまして、そんなところをしっかりと見きわめながら、今後、適切に対応してまいりたいと考えております。

○高橋委員

いろいろおっしゃったけども、行政を監査する、しかも事務局職員は2名なんですよ。私も、かつて監査委員をやらせていただいてことあるんで

すが、3名いないと調子悪いようなところで、2名で、しかも先ほど言った理由で1名が職務の継続は困難と。私は、当然常勤職がそこへ対応されると思ってましたら、経験のある方ではありますけども、個人がどうのこうのじゃなくて、制度と仕組みとしてそこへパート職が対応すると。それで行政委員会ですから、監査委員会は。市長から独立した機関ですから、その監査委員の、要するに、あなた方を監査するそこへ常勤職も配置できないと。こんなことでいいのかということですよ、私が申し上げたいのは。それは形だけ中身を手抜きをしておるわけじゃない。頑張ってますよと、それはそのとおりでしょう。しかし、それでいいのかということですよ、私が申し上げたいのは。監査の仕事というのをその程度にしか見ていらっしやらないのかということにもなるじゃありませんか。

私は、そういう対応については、ほんとにずさんといいますか、軽視されておるといいますか、じくじたるものを感じているわけです。市長、どうですか。

○林市長

たまたま今は、監査委員事務局のお話でございました。ほんとに大事なところでございまして、今の状況ということで監査委員、そして、局長にも若干御迷惑をおかけしてるところもあるのかなと思いますけれども、決して私、今の状況、正規職員じゃないじゃないかという御指摘でありますけれども、非常にすぐれた方でありまして、そういった意味では、しっかりとやっていただいているんじゃないかなと思っております。

しかしながら、今、副市長申し上げましたように、これで座しているわけじゃなくて、やはり今、休んでおられる方の状況を踏まえながら、より適正にやっていく、そんなことは考えていかなければいけないと思っております。

○高橋委員

すばらしい方だからいいじゃないですかという御答弁は、いただけませんね。すばらしいって誰がチェックするんですか。

それから今、休んでみえる方も自宅で静養してみえるわけだけど、自分の頭がパートだということでは、じくじたる思いを感じてみえるじゃないでしょうか。しかもそれは監査委員の業務ということですから、市長の今のお言葉というのは、私は大変辛らつなお話だなと。優秀な人材だからいいじゃないかと。だったら皆さん、みんなパートに置きかえておけばいいじゃないですか。そういう議論にも発展しますよ。そんなこと言いませんけどね。

そこで出てくるのが人事のあり方、さっき申し上げましたように、人事政策まで人事院に干渉される必要はないと。もっとセオリーとロマンを持って組織を運営してくださいよ。そして一人一人の働く者が、もし自分がそういうふうになんか倒れたときに、どういう組織がどういう手を差し伸べてくれるのかというのを今回の場面でみんなが見ちゃうじゃないですか。そういうことを考えますと、私は、今の答弁を含めて、当局の人事政策というのは一度きちっと反省してもらわないかというぐあいに思いますよ。これは監査委員もお二人みえて、それは皆さん立派ですから言われたいと思いますよ、そんなことは。それを言うのは高橋憲二ぐらいかもしれませんけど、言わなきゃしょうがないですよ、この話は。私は、早急に善処してほしい。

また、今回の措置について、しっかりとした理事者の責任者のきちっとした答弁を求めたい。どうですか。

○清水副市長

先ほどもお話をさせていただきましたけども、当該職員のこともしっかり早く復帰してほしいということも願っておるわけでございます。

そういった中で、一定の期間、先ほど申し上げましたように、行政委員会の委員にも御迷惑おかけする、そこを束ねる局長にも非常に迷惑をおかけしているということでは大変申しわけなく思っておりますけども、先ほど申し上げましたように、その当該職員の状況等々もしっかり把握しながら対応してまいりたい。

決して臨時職員で十分だという認識は全くございませんけども、今、急場をしのぐというところではやむを得ずそういった御協力をいただいているということでございますので、このことについても御理解をいただきたいというふうに思います。

○高橋委員

働く一人一人がなかなか厳しい労働条件のもとで頑張っている。全部が全部同じ思いで頑張れば幸いなのですが、なかなかそうはいかないのが現実でして、その中から生まれてきている個々の改善点、こういうものについては誠心誠意対応していただかないと、これは組織として回りませんし、ひいては市民サービスに重大な影響を与えるということひとつ肝に銘じていただきたい。

私は、そういう意味を含めて定数のあり方、来年度の人事に向けて定員定数のあり方も含めて、しっかりと対応していただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つ申し上げておきたいことがあるんですが、それは先ほどの陳情にもありましたが、非常勤の方々の対応ですね。現在の地方自治法では非常勤の方は賃金、臨時職員、特別職の場合は報酬、一般職の場合は賃金プラス交通費の支払いは認められておりますが、その他の手当については支払いの根拠がありません。支払われることが禁止されているというふうに理解していますが、そういう理解でよろしいですか。

○総務課長

高橋委員の言われるとおりでいいと思います。

○高橋委員

ここにもありますように、諸手当の額が幾つか述べられておりますように、臨時職員の賃金並びに待遇、るる問題になっております。

したがって、今の答弁にありますように、私どもは国に対して法改正、さきの臨時国会で我が党が提案し、他党の同意も得まして、諸手当を臨時職員でも払えるような法改正を国会に提案をいたしました。あのような国会で審議されませんでした。今、地方自治体をめぐる正職員と臨時職員

の関係というのは、臨時職員のウエートがどんどん高くなる。しかも、それは十分な対応ができずにワーキングプアのもとになっているということも考えて、私どもとしては、法改正により待遇改善を求めているんですが、そういう考え方について、理事者側はどういう御意見をお持ちなんでしょうか。

○総務課長

当然のことながら、私ども法のもとに行政運営しております。

したがって、法を逸脱した手当ですか賃金等はお支払いすること自体が非常に問題になってしまう。

したがって、委員御指摘のように、法が改正をされて法のもとに支払うべきものが合法だということになれば、その時点で皆様方の処遇についても、それはその時点でまた考えるべきことだと思うし、その時点で考えたいというふうに思っております。

○高橋委員

当然、法律に基づいて事務を執行するのが公務員の仕事なんですが、そういう法体系に改善すべきだというのは私たちの考え方なんですが、皆さんはどういう考え方ですか。法体系変えるべきだというふうに思ってますが、総務部長、どうですか。

○総務部長

私どもは、法が改正されればそのとおりにやるだけのことでございますので、改正されれば実施したいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

それは、あなたの意思に関係なしに法律どおりにやらないかんに決まってますがね。私は、変えるべきではないかと。人事担当の部長や課長が、どういう考え方を持って今日の事態に対応されているのかということをお尋ねしておるんですよ。法律どおりにやるのは当たり前じゃないですか。だからそのもとの法律を変えたらどうだというふうに提案しておるんですが、そう

いう御意向はありませんか。

○総務部長

今の知立市の賃金の額でございますが、県下の中でも悪いというようなこともございません。強いて言えば高いほうでございますので、ほかの市町村と比べてどうだということは見劣りすることがございませんので、職員の給与はどんどん下がっておりますが、それは一応うちのほうでもその金額というのはずっと堅持しておりますので、当面は、事がない限りはこのままでいきたいというふうに一応考えております。

○高橋委員

私、賃金の高い低いを今、議論しておるわけじゃないです。諸手当が全くないと。通勤手当以外は支払いができないと。その通勤手当もないというのが今、実態なんで、その点では、もう少し待遇が改善できるような法律的裏づけを見出すべきではないのかというふうに思いますが、その余地は全くないと、必要ないというのが総務部長の考え方ですか。

○総務部長

必要ないというのは、そういったことは私、思いませんが、臨時職員も各課で採用しておりますが、特殊な人以外に市外の方から採用されてるといようなこともございまして、うちのほうを思えば市内のところから臨時職員を採用すれば、これも1つの雇用につながっていいことではないかと。わざわざ特殊なもの以外のものを市外からというようにも少し考えております。

以上でございます。

○高橋委員

全然私の質問に答えておってくださらない。今、通勤手当のことを一生懸命おっしゃったつもりでしょうけど、とても残念ですが、そういう点を含めて、今、職員の体制のあり方、ぜひ前向きに改善をいただきたい。先ほど言った定員、定数を含めてということをおし上げておきたいと思っております。

教育委員会所管事項についてお尋ねしたいことがあります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27

条、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価というふうになっておりまして、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。第27条第1項にあるんですが、公表されているんですか。

○教育庶務課長

今年度につきましては、公表しておりません。現在、公表しておりません。

○高橋委員

この第27条の条文は、いつできたんですか、点検及び評価公表、市議会の提出のこの条項は。

○教育庶務課長

平成21年以前だと思っております。

○高橋委員

ことが平成25年なんです、出していたことがあるんですか、市議会に、あるいは世間に公表されたことがあるんでしょうか、この第27条第1項の規定に属する書類について。

○教育庶務課長

教育委員会独自のものは今まで公表しておりませんが、法の改正のときに各市の状況に合わせた状態でそれは行ってよしいというような解説がありまして、全体の行政評価を行っていただいたので、そちらのほうで報告にかえさせていただいたというふうに理解しております。

○高橋委員

今、私、条文をさらっと読み上げたんですが、教育委員会が管理しておる事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに公表しなければならないとなっているんですね。これはしてもよいというんじゃなくて、ねばならない、こういうように法律が第27条でできているんです。

私、近隣の自治体調べてみたら、ほんとに克明なものを出してみえる自治体があるんですね。インターネットで取れるんです。なぜ、これ出されないんですか。出さなくてもいいということで

すか。

○教育庶務課長

出す必要があるというふうに理解しておりまして、具体的なものをこれまで提出できていませんでしたので、この平成25年度の予算で点検評価の委託料のほうをお認めいただきまして、現在作成しております。

○高橋委員

ということは、いつ出していただけるということですか。

○教育庶務課長

次年度以降になるんですが、今年度はまだシートをつくっておりますので今年度中はちょっと難しいんですが、次年度以降で、何月ということは今ちょっとここではまだ具体的なスケジュールまでできておりませんので控えさせていただきたいと思います。

○高橋委員

控えさせていただきたいはいいけど、これは、ねばならないものが実行されてないわけですから、控えるもくそもない。大至急出すのが当たり前じゃないですか。出すか出さんかは、ひとえに教育委員会の判断によるというなら、それは出す時期は控えて言えませんかってわかるけど、今自身がこの第27条を履行されてないわけでしょう。なぜ履行されてないんですかと私は聞いておるわけですよ。教育長、教育部長、何で履行されないんですか、今まで。

○教育部長

私のほうもこの行政評価というのをやって、また公表等を行いたいということも4月に入って確認しました。以前は企画課のほうがり市全体のものをやっておりましたので、その中で教育委員会の分もあわせて公表等行っておったということです。

ここ一、二年、これが企画課のほうがりそれをやらなくなったことによって、教育委員会のほうとしては独自でやるべきことでありました。それが行ってなかったということで、今年度この平成25年度は評価シート等をつくって準備をしております。

す。また、このあと評価シートをでき上がったものをまた外部の評価委員等にもお願いして評価をしていただいて、今の計画では来年度中に何とかこの平成25年度のをできるだけ早いうちに公表をさせていただきたいというふうに考えております。大変申しわけありません。

○高橋委員

碧南市教育委員会は、平成24年3月に碧南市教育委員会名で碧南市教育委員会の点検評価報告書というのを作成されてネット配信されております。平成24年3月付でね。内容は、平成23年度版（平成22年度対象）というふうになっておるわけです。

つまり、平成23年度には平成22年度の決算を9月にやりますよね。決算は決算でやるわけですが、そのあとが前後に評価を加えて、9月に決算をしたのを翌年の3月に前年度分の点検評価報告書として公表される。もちろん市議会に出ています。50ページあるんですよ。50ページ物が市議会に出てインターネットに出ております。

これは、初めにというところから始まって、教育委員会の点検評価の流れ、教育委員会の体制、事業の内容から始まって、教育委員会の各課の取り組み、問題点、今後の改善点まで膨大になつてくるんです。仕事をふやしてもらってもたまらんなという思いも私もあるんですが、それぐらい膨大なものが59ページ、インターネットで焼きたくても大変なんで、きょう持って来ませんでしたが、59ページですよ。これが市議会に出されて、市民の皆さんに公表されている。何でこういうことが必要になったのか、なぜ、法がこのことを求めたのか、どういうふうに考えられますか。

○教育庶務課長

先日にもお話が出ましたように、最近問題になっているように、教育委員会が最終決定をしていろいろな事業を行ってまいりますけれども、その評価部分が市民の皆様へ情報として発信する必要があるということからだと思っております。

そして、みずから点検評価をして、それを発展させていくというか、審査発展していく必要が生じてきたからだと思っております。

○高橋委員

今度の補正予算でも教育関係が何ページかにわたって出ております。これが全体の知立市の教育委員会の諸事業の中で、どう位置づけられているのかと。これは私たち議員は継続的に審議に参加していますからわかるんですが、一般市民の方々は、多分教育委員会の仕事そのものについては、部分はわかるかもしれませんが、ほんとに信用しているのかどうか、信頼性の問題も含めていろんな疑問があると思うんですよ。

私は、前回、市の教育委員会の議事録について少し立ち入ってお話をさせてもらったことがあるんですが、ああした問題も含めて、情報を的確、なおかつ正確に発信するということなしに今、市民の信頼を得ることができない。市議会も遅れさせながら不十分ですけども、いろいろ試行錯誤しながら努力し、そういう方向に頑張っているわけですよ。

そういう点でいくと、今、中央教育審議会が市教委のあり方について、もっと市長直轄にしたらどうだと。もっと意思疎通をはっきりさせて指揮命令を明確にしたらどうだということで今、議論がある。教育委員会の独立性は担保すべきだというのが私の思いですね。だから、市長といえども教育の内容や教育委員会の方向について指図したり指導したり、そういうことをどんどんやるということについては反対です。問題があると。時の為政者が、そこまで権力を掌握していいのかということについては異論があるので、教育委員会が1つの行政機関として十分努力し対応し、所管事務について正確、的確に事を進める。しかし、それがどういう形で、どういうふうに進められているかというのは市民にはなかなか見えない。ややもすると、教育委員会というのはちょっと密室性があって、縁遠い存在でもあるんですよ。だから、それが市議会はもちろんですが、市民の皆さんにわかりやすく公表されて、そして、自己分析的な事業についての評価もしてある。今後の課題も明らかになっているということが必要ではないでしょうか。そのために第27条というのが入り込んだ

と、挿入されたというふうに理解をしています。

だとすれば、教育長、これは一刻も早く報告書を作成し、市議会並びに市民に公表するというのが第一義的な任務ではないですか。どう思われますか。今まで公表してこなかったということを含めて。

○川合教育長

今、委員のほうで御指摘されたことは、ほんとに深く反省をしております。やはり今、PDCAということで企業でも学校現場でも、みずからの教育活動について自己評価をし、外部の評価を得ながら次の方策を決めていく、あるいはその内容について、学校でいえば保護者、地域住民に示していくと、今そういう流れで学校は取り組んでおります。

じゃあ、市教委はどうかと言われますと、今御指摘のあったように、これまでその部分が欠けておりました。大変反省しております。それで、ちょっと遅いわけですが、今年度からそれについて取り組み、早い時期にそれが公表できるような形でということで今、取り組んでいるということでもありますので、御理解いただきたいと思えます。

○高橋委員

もう一遍お尋ねしたいんですが、いつ報告書として市議会に出していただけるんですか。

○教育庶務課長

来年度の12月を目標に、なるべく早い時期に御報告のほうをさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

1年後ということですか、平成26年12月。何でそんな遅くなるの。

○教育庶務課長

現在行政シートを作成しているんですけども、その作成できるのは、この平成25年度分は今、事業を行っている最中ですので、それが決算が終わって、それで最終的な報告書ができるという形になります。

平成24年度分というのは、ちょっと点検評価も

でき上がっておりませんので、まだそれはできないので、平成25年度事業分を来年度報告させていただくという形でいきたいと思っております。

○高橋委員

今、予算化されているというのは、平成25年度分を予算化しておると。平成24年度事業について点検評価はしないわけですか、今の答弁だと。まだ平成25年しかかっておる最中なものですから、そんなものまだ平成25年度中には出せんに決まっていますがね。だから、平成24年度の事業の内容について平成24年度分を評価して、そして出されるというのがごく当たり前の話じゃないですか。まだ平成25年で終われへんもんだから、平成25年度で終わって決算が調停されて市議会に出るのは来年度の9月ですから、それを見ながら評価して12月に出すというわけですか、今の答弁は。ちょっと1年おくれじゃないですか。平成24年度をやればいいじゃないですか。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時02分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

今年度行っている業務の内容なんですけども、現在、シートの様式を作成して基準となるものをつくっております。それで予定といたしましては、次年度早々からこの平成25年度の事業をそのシートに入れ込んでいき、報告書をつくっていきたいというふうに思っておりますので、その平成25年度決算を終えて、それから報告書の提出ということで御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

そうすると、今年度発注しているのは、そのシートづくりを発注していると。シートだから枠づくりをやるけども、具体的な事業の内容を精査検討するのは今年度予算に入っていないので、平成

26年度で当初予算で具体的な評価をする委託料を計上すると、そういうことになるということですか。だから来年の12月だと。そこを明確にしてください。

○教育庶務課長

来年度なんですけども、ことし作成しましたシートを使いまして職員のほうで内容の記入はしてまいります。まだちょっとこれは要望なので予算がどうなるかわからないんですけども、来年度は外部の点検評価のほうを、どういう形になるかわかりませんが、どうやっていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

これ、さっきの法律事項ですのでね、いろんな事情があれ、また言いわけもいろいろされたんですが、これはやっぱり速やかに履行するというのが、さっきの総務部長の答弁じゃないですが、法律事項は明確にやってもらわないかんわね、これ。だから、そういう点で、きちっと早急に対応できるように再度努力していただくように求めておきたいと思います。

もう一つお尋ねしたいんですが、平成25年10月15日付で愛知県教育委員会教職員課長名で各教育事務所長宛、つまり教育長宛に通知がありました。在校時間等の状況調査と長時間労働による健康障害防止のための取り組み調査についての依頼であります。この内容は御承知ですよね。

○学校教育課長

ありました。

○高橋委員

内容をちょっと紹介してください。

○学校教育課長

ちょっと今、手元に資料を持っておりませんので。

○高橋委員

じゃあ、私のほうから紹介しますけども、在校時間等の状況調査の期間と内容について、1、調査機関、平成25年11月1日金曜日から11月30日土曜日までの期間、連休、休日を含む。2、調査方法、在校時間等の状況記録についての実績調査。

3、調査内容、長時間労働による健康障害防止のための取り組み調査が書いてあります。

提出について、提出期限、平成25年12月16日曜日、きょう提出せよと。これは調査されたんですか。

○学校教育課長

調査しております。

○高橋委員

提出される期限がきょうですが、もう提出されたんですか。きょう提出されるんですか。

○学校教育課長

既に提出しております。

○高橋委員

これ、県教委職員課長があえてこういう通知をして今、調査をして、資料送られたということですが、この意図をどういうふうに理解されているのでしょうか。

○学校教育課長

今、言われている基準の中で、なるべく労働していくように、長時間労働、オーバーしないようにということ、それから、教職員の健康を守ってほしいということを強調しているのだと思います。

○高橋委員

まさにそのとおりだと思うんですね。教職員の健康管理が今のような長時間の労働実態では担保できないというところから、今、学校でのいじめ、あるいは校内暴力、あるいは先生の重労働、そして教育委員会のあり方、いじめの実態ずっと大きな問題になってきまして、その根幹に教職員の長時間労働が横たわっていると、健康管理留意しなきゃならんということで、あえて期日を一月間決めて調査の提出日まで明らかにして要求すると、こういう調査というのは余りないですよね。一般的にされた人というのはあるんですか。どういう結果が出たんですか。

○学校教育課長

ちょっと今、データを持っていないんですけど、やはり多くの先生たち、特に中学校の先生、100時間をオーバーする者が多かったです。小学校のほうは100時間まではいかないんですけど、

80時間をオーバーする先生が多かったことは現実です。

それから、そういった先生たちに校長先生の確認はしておりますけれど、本人たちは大丈夫ということで、校医の診断等は誰も要求はしていませんでした。

以上です。

○高橋委員

個々の詳細部分までとは申しませんが、その結果について、市議会に御提示いただきたいんですが、よろしいですか。

○学校教育課長

後ほど用意したいと思います。

以上です。

○高橋委員

学校の先生方というのは、やはりみずからが教育者だということで、子供たちのまなざしにみずからの思いを重ねながら真剣まんげんに仕事に取り組んでいただいているので、ややもするとオーバーワークであることも承知しながら業務に当たっていただいているケースは私は否定できない。そういう先生が多いと思うんです。

ただ、それはしかし、健康の管理という点では同時に留意しなければならない大きな問題を含んでいるという事実も明確だと思うんですね。

したがって、今、どんな労働実態になっているのか、先生がどういう働き方をしているのかということ由市教委がきちとつかんでほしい。前から私も申し上げているし、また、つかむような努力もそういう中でしていただいたわけですね。

今回こういう調査で後ほど出していただけるんですが、教育長、私は、教職員の健康管理、その1つの要因に労働時間が深く関係しているというのは論をまたないところだと思うんですね。

過労死ライン80時間、あるいは100時間という教職員が多いという今、口頭であったんですが、どういうふうにごらんになっているんでしょうか、この実態を。詳細は、また後ほど議論したいと思うんですが、基本的な教育長の考え方、この実態についての認識について御意見をいただきたい。

○川合教育長

この問題について、何度かこの場でも議論になりました。先ほどの高橋委員がおっしゃるとおり、学校現場は大変先生たちが時間を使って教育に取り組んでいると。それは、ある面、教師として誇りに思うところではありますけれども、ただ、健康を害するような状況であるとするならば、これは非常に大きな問題である。

今回、ちょっと今、数字は持っていないわけですが、勤務時間ではなく在校時間が100時間を超える、これは前回9月の議会でも知立市独自の調査によった結果もお知らせしました。何とか少しでも先生方の労働条件が、時間が軽くなるような方策、例えば教員の人数をふやすとか、あるいは学校行事の見直しだとか、あるいは会議等のもち方など、あるいは事務処理の内容など、少しずつ今、取り組んでいるところでもあります。実態としては、なかなか軽減がされてない、今後の大きな課題だと考えています。

○高橋委員

基本的に大きな問題だというぐあいに思うんですね。これは先生の健康ばかりでなくて、もちろんそれ中心ですが、子供たちの成長にとっても重要な影響があるそういう内容の話だと思うんですね。

これからも問題提起をしてみたいと思いますので、ぜひ前向きに取り組んで長時間労働を解決して、よりよい教育環境になるように一層頑張っていただきたいというふうに思います。

あと、具体的に細かいことで2つ、3つ尋ねて質問を閉じたいんですが、1つは、先ほど永田委員も質疑がありましたけども、南中学校の大規模改修、3億円を超える改修に着手すると。学校整備計画との関係でどうなんだという御指摘の質疑がありました。これは当然の疑問点ですね。

それで、これで進んでいくということなんですが、実は、平成25年度は公共施設の保全計画の実態調査をやっていたらっしゃいますよね。そして、平成25年度で公共施設の実態調査をやった、小・中学校は済んでますから、平成26年度でこれは突

合して白書等をつくって、そこからもう一回整備計画を立てていくと、こういうふうには私は承っていたんですが、教育委員会は一步先行して既に具体化されている、このことを否定するわけじゃない。全体の器と計画のバックボーンというのは、いつできるんですか。

今回の知立中学校の南棟の先行的な大規模改修は、全体計画の中でどういう位置づけになるのか、その関係を説明してください。

○企画政策課長

現在、公共施設の整備保全計画のほうですけども、劣化状況の調査、こういったことで現地調査のほうも終えまして、取りまとめの段階でもございます。これから最終的なほうの保全事業費の算出ですとか、平準化ですね、こういったのを取りまとめていく中で、先ほど委員もおっしゃられました学校の関係でございます。こうした学校のデータも取り込んで一本化ということで保全計画のほうを平成25年度中にまとめていく流れではございます。

今後、白書的なものを平成26年度以降、また考えていくわけなんですけども、今の南中学校の関係でもございます。この学校というのは、公共施設の保全計画の基本方針の中にも優先してこういった学校施設ということで位置づけられているかと思いますので、先に安全性の確保ということで、今回は南中学校ということで来年度からやっていくということで先行して実施していくことの判断をいたしましたところでございます。

以上です。

○高橋委員

ここに書いてあるものでね、学校整備計画に別表で。きょうは私、カラーのやつは持ってきてないけど、カラーで書いてありますがね。これはこれで学校整備計画。これはこれでよろしいですよ。

けども、これだけでは公共施設全体を包含できないので平成25年度で学校以外の公共施設について今、答弁があったように調査をすると。学校は学校、公共施設は公共施設というわけにはまいらるので、財布1つですから。平成26年度以降に

白書をつくって、2つの計画書ができることになるわけですね。公共施設と学校と、それを突合して1本の流れにせないかんわけでしょう。計画2つあってもいいけども、その2つのものがちゃんと整合性がとれて、表紙2つあるけど中はちゃんと整合性がとれておればいいわけですが、つまり、公共施設の整備計画と学校の整備計画がまだそろっていないわけですから、これが先行してるということも理解しないわけではありません。これは先にできておるわけですから。どうやってそれが調整されて、来年度の南中学校の南棟が位置づけられるのかということをもう少し我々、体系的に理解しないと、その場当たりの計画になるんじゃないですか。しかも膨大なお金がかかるわけでしょう。そのあたりを聞いておるんですが。

○企画政策課長

おっしゃられるように、公共施設の保全計画、今年度で作成する中で、学校等のデータも既に昨年度できておりますので、そのデータをもとに公共施設保全計画も一緒に合体させた1本の保全計画を考えてございます。平成26年度以降に先ほど申しました白書的なものとか、あり方的なもの、こういったものを考えさせていただく中で、既に小・中学校、これ先ほども言いましたけども、優先順位としてはその中でまた優先順位をつけていくわけなんですけども、高い位置にございますので、今回、学校教育施設の整備計画の中での南中学校ございましたので、そういった形の中で平成26年度は南中学校をやっていくということで判断させていただいたということでございます。

○高橋委員

学校整備計画は既にできてるんだよね。できているので、これが先行してやっていくことについて、ちっとも構いません。けども、それは膨大な資金が必要で、毎年度6.3億円。最初の五、六年は先行して8億円ぐらい要するというふうには書いてあるわけでしょう。けどそんな銭はないわけですし、知立市はね。だから、この計画自身を担保するのも大変なことなんですよ。

それに加えて公共施設の保全計画を今、練り上

げて、まとめに入っていると。公共施設は後ほどからでいいというわけにはまいらんでしょう。これがドッキングして1つの計画に発展していくわけですね。その関係がわからないと言っておるんです。これがあるから、とりあえず平成26年は進んでくださいと、やってくださいと。だけでも先ほどの議論であったように、4年間で幾つもの学校を整備することになるとるじゃないですか。こんなことはできないわけでしょう。公共整備計画がドッキングで入ってきてるときに、できなくなるんじゃないですか。だから、それを突合して1つの方向が白書という形が出るんですか。その辺がどうなっていくのかということがわからないけども、とりあえず平成26年度は南棟でいくと。それはとりあえずなんだと。後ほど修正したものをこういう形で、また明らかにするんだと。だから、この調子にはいきませんよということなのか、いやこれはこれでいくんだと。

つまり、学校と公共施設の整備が別々に計画を策定されているものですかね、よくわからんというわけですよ。しかも膨大な金がかかってできないということですので、そのあたりをどういうふうに考えていらっしゃるのかということをお明らかにしてほしい、ただそれだけのことなんです。

○企画政策課長

最終的には公共施設全体で一本化ということをお考えして平準化ということになりますけども、先行して教育施設ございましたので、南中学校のほうだけは先にやらせていただくという判断でございます。

○高橋委員

そういうことだろうけど、全体はいつ展望が出るわけですか、計画が。公共施設を含めた整備計画というのは。

○企画政策課長

公共施設の保全計画は今年度で策定ということで進めております。

○高橋委員

そういうことなんだけど、策定はいいけど、やれるわけですか、膨大な事業費ですよ、これ。前、

私、一般質問で細かくやりましたがね。学校だけでもお金がついていかんと。だけでも計画出てきたんですよ。これと同じようなものを今、公共施設でやるというわけでしょう。これは間もなく出てきますよ。これはこれでまたこんなような表をつくって整備計画の順位もこうやってやるんでしょうね、きっと。総額幾らかかって、初期投資にどれだけかかるかというのは出てきますよね。その2つ足したものを我々は左右にしっかり握ってね、とりあえず南中をやると。それ以降、金もないし、十分な対応もできないので、どうするんですかということになるんじゃないですか。そういうことを伺ってるんです。計画は結構ですよ。だけど、お互いに1億どうしあればできるという計画なら、これは2つ一緒にやりましょうけど、これ自身だってお金がなくてやれへんやつを、また1つつくるわけですから、どうやって考えたいんですか、そこらあたりを聞いておるんです。

○企画政策課長

やはり財政的な面というのが一番大きいかと思えますので、今後、財政とも調整しながら平準化を図っていくような形になっていくかと思えます。

○高橋委員

ということは、今いただいている学校整備計画というのは見直しをされると、公共施設の整備計画との関係で見直されてくるということを前提に、とりあえず南中はやるけども、それを前提に考えてほしいと、こういうことですか。

○企画部長

公共施設の保全計画につきましては、今年度、今まとめておるといふ今の答弁で、そのとおりです。

今ある学校の整備計画、これも統合して、それは30年計画ですので、今の保全計画40年で考えてますので、全て40年という年次で1つの表にするのか、今、検討していくんですが、来年度の南中の南棟ですが、これは私どもも平成27年度からスタートさせるか、ちょっと悩みどころでございます。その中で、老朽度が高く、優先度が高いという、緊急度が高いということで来年度、とりあ

えず一足先にそれはスタートさせると。ちょっと計画とは離れたところでございますけども、そういう意味でございます。

○高橋委員

元気印交付金でかなりの投資的事業が前倒してきたというようなことも背景にはあるでしょう。これにも載っているけれども、南中が老朽化が激しいので、とりあえず手を打とうと。その前倒した分も含めてあきができたので、とりあえず手を打とうと。しかし、全体的な学校整備計画は、公共施設のドッキングとの関係で、これはプランニングの1つなんだけども、もう一回それは総合的な公共施設整備計画という形で総合的にもう一度再編成された計画ができてくるという理解をすればいいわけですか。それが平成26年度以降、早い段階で出てくるという理解で今の企画部長の答弁は、そういうことを示唆されているんでしょうか。

○企画部長

この統合した保全計画によりまして、緊急度の高い順、老朽度の高い順に一応整理はさせるつもりですけども、これも年度ごとに順番にやっつけていけるかどうかというのは、また別の問題でございます。その都度、その都度で緊急度の高いものからやってくと。また、財政的にもかなり苦しいものがございます。学校施設も校舎については3分の1補助がございすけども、たしか1棟1億円以内という縛りがあったと思います。

そういった意味も含めて、年表どおり、計画書どおりにこれは進めていけるかどうか、その都度やりくりしていくわけですけども、長期財政計画でも起債の関係で申しますと、ある一定時期4億円を保全計画のために張りつけるというような今、計画にもしておりますけども、なるべくピークカットは基金で行い、なるべく平準化していくと、そういう方針には変わりございませんけども、一度これが出てきたときには、勇気を持って制止をします。その後、どう年度、年度でやりくりしていくのかというのが実際の実施計画であらかた見えてくると思っております。

○高橋委員

公共施設の整備と学校整備が老朽度も含めてドッキングされた計画がやがて出てくると。しかし、それは担保できるかどうかはわからんけど、とにかく勇気を持って発表し、それを眺めて取り組んでいくんだと、こういう趣旨だったので、これが単独でひとり歩きするわけではないよということについては、今の答弁で一応理解をいたします。

ぜひ今年度中に公共施設の整備計画をお出しいただきながら、改めて公共施設、学校のあり方について議論を展開していきたいということを申し上げておきます。

53ページにちりゅう芸術創造協会財団法人化事業12万7,000円、法人設立時理事等報償金、内容を説明してください。

○文化課長

法人設立時理事等報償金の内訳でございます。設立時の評議員、理事、幹事、こういった役員の報償金15名分を予定しておりますが、それが10万2,000円。それから交通費、今、予定されておる方、遠隔地の方がございまして、その方の交通費で2万4,000円余ということで合計12万7,000円を計上させていただきました。

以上です。

○高橋委員

9月議会では法人化は平成26年4月ということですが、法人化をするには当然役員、法人登記その他して成就するわけですが、今のこの補正予算というのはどういう位置づけにあるわけですか。法人設立と今度の補正予算の関係について御説明ください。

○文化課長

当初4月1日付ということで法人設立を目指して進めておりました。今、設立時と申しまして、法人化する前の役員をまずは選任をしなければいけないと。その方々を選任をしまして、その役員会の場で、設立時の役員会ですね、役員会というのは評議委員会、理事会等でございますが、そこで定款等々の法規類を決めていただきます。そこで初めて当初に立つ法人に礎ができると。その後、

新たに設立時というこの言葉を取った評議員と理事、幹事が選ばれて第1回目の評議員会とか理事会が開催されて、最初の予算とか事業計画が審議されて法人が歩み出すという予定でございます。

○高橋委員

ということは、法人化の時期は4月1日で間違いないと。

ただ、その法人化は誰かが素案をつくって出せばいいというもんじゃないよと、今の話は。事前に役員を選任して、そして民主的な論議を経て原案として規約その他作成して法人化、4月1日を迎えるんだという話でしたね。その前行程の予算と。この法人化前の役員を選任されて、いつから動くんですか、具体的に。

○文化課長

流れは、今、高橋委員がおっしゃったような流れでございまして、ただ、4月1日という設立の時期が、この9月議会でもちまして指定管理者の指定をしていただきました。そのときは、まだ法人化する前の任意団体での芸術創造協会ということで御承認をいただきましたが、その後、この法人化をされると議決をいただいた任意団体と法人化された団体が同一のものかどうかという議論がありまして、そこは今、担当の企画政策課のほうで少し調べてもらっております。

そうした中で、もしこの法人化された団体が、当初の任意団体と異なるものだというふうになりますと、またお願いをしていくことになります。そういったこともあって、遅くとも4月1日、その結論によっては2月ないし3月ということで前に倒して、いずれにしても法人というものが4月1日にスタートできるように準備を進めております。

具体的な役員会の日にちですが、ここで報酬ということで審議を今からいただくわけなんですけど、ということもございまして、12月の下旬のほうで第1回目の設立時の役員会をやりたいというふうを考えております。

以上です。

○高橋委員

ということは、場合によっては指定管理者の再議決が必要だということが発生する可能性があるということですか。

○文化課長

その点を精査しておる状態でございます。

以上です。

○高橋委員

私たちが議決したのはちりゅう芸術創造協会という、いわば任意団体を議決しましたが、実際に4月から任に当たるのは法人の芸術創造協会ということになると、それは違うんじゃないかという疑義が生まれるということですか。だったら、もう一回議決し直さないきゃいかん。4月から仕事をやるには3月議会で再議決をせないかんということですよ。

だから、3月議会で再議決ができるようなインターバルをもって今から準備に当たると。だから12月の段階から1回目を開く必要があるんだと、こういうことをおっしゃっているわけですか。どうですか、そこは。再議決というのは、大体必須条件という理解されておるんですか。同じものではないかもしれんけど、同じものかわね。それは違うと言われれば違うし、一緒だと言えれば一緒だけでも、それは私、素人の考え。法的に検証してもらわないかんけども。しかし、そんなことはわからないわけですか、そんなもの定番があるんじゃないですか。今から精査して検証する話ですか。もう決まっておるんじゃないですか。いかんとか、いいとか。

○文化課長

12月に設立時の役員会をやるというのは、今言った再議決云々ということを除きましても、いずれにしても今年度中に設立時の評議員会、理事会を開かないといけないということで、今そのこととは別の動きで、当然必要な会議でございます。

今、御質問のあった法人化後のこれにつきましては、当初はそういうことについては疑義はないというふうを考えておったんですが、いろんなこれまで全国でそういった例があるということで、実務対応的なものを見ていく中で少し疑義が生ま

れてきたということで、今は再確認をしていると、そういう状態です。

○高橋委員

大局は理解いたしました。委員の委嘱は見通しを持ってやってみえる、それは問題ないわけですか。どうですか。

○文化課長

評議委員が4名、理事が9名、幹事が2名、以上15名については、おおむね顔ぶれが既に出て、内諾は得ておるといような状況でございます。

以上です。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

○高橋委員

表決の前に少し皆さんに御意見を承りたいんですが、法人市民税の国税分ですね、2.6%国税になるということなんですが、この件について、当委員会として、そうしてくれるなど反対の意向を明確にした意見書を提示できないだろうかというふうに思うんです。

後ほど皆さん同意していただけるなら素案を用意して最終日に日程を追加して、ここの委員会の合意として意見書を提出したいというぐあいと思うんですが、各党派、各委員の皆さんの御意見を頂戴したいということでもあります。

○石川委員

今の件は、市長会あるいは議長会でも反対の意向を示されておるようでありまして、やはり地方自治体の財政ということにおきまして、地方分権だと言いながら、一生懸命、地方自治体のほうで頑張らないかんじゃないかということをお願いしながら、それを平準化するためにまた国税のほうへというのは、やはり遺憾なことだと思いますので、意見書の素案ができれば、それをまた検討したいと思えます。

○風間委員

私も同様です。これは、先般、西三9市の議長会が歩調を合わせて、あしきこの制度を撤廃、反対という形で各派代表者会議でも知立市議会議長、坂田修議長が代表して連名して、いつ出すだったか確認はしてないんですが、もう出す予定になっていると、出されたかもしれないですね。そういう流れでございますので、それからその後、市長会もその前段で出されておりますし、先ほど林市長が言われたとおり、その後、豊田市も独自でこれを議決して出されているという流れでありますから、当然、限られた財源を死守するという立場から、私ども議会独自としてもやはり出すべきであるということで、きょうこういう形で委員会も、当然この委員会に関連する議案は上程の権限が自治法で定められておりますので、ここで合意さえすればそのまま議運で諮って提出ということはできますので、その辺の手法も含めて、後々、各党派の意見を聞いてからここで決着を見れば理想だと思っています。

○杉山委員

今、各委員の皆様方おっしゃっていただいたような形で、地方の財政の大変な中での歳入の大事な部分でございますので、意見書としてまとめていただきたいというふうに思います。

○村上委員

私どものほうも、今この場で提案されたということなんですが、知事会のほうも出されておることと県議会のほうも出されたということを知りておりますし、各自治体でもこの取り組みについては、やはり議会の中で議論していただきたいという民友クラブとしても、私の組織としてもそういう動きがございますので、案文を見させていただきながら、また議論に参加していきたいなと、このように思っております。

○高橋委員

皆さん、案文次第なんですけど合意ということによろしいですか。

○田中健委員長

案文を見させていただいて、それから議運で検

討していただくという。

○高橋委員

案文は持ってありません、現在のところですね。

それで今、事務局に直近で出していただいた豊田市議会の意見書がありますので、これをちょっと休憩していただいてお配りしていただき、意見を言ってもらったもので後ほど文書にしていれば、ここの委員会の発議で副委員長の提案で最終日に日程追加で上程していただくという流れでお願いできればというふうに思いますので。

○田中健委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時43分

再開 午後3時53分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま高橋委員から自由討議のありました地方法人課税のあり方についての意見書の提出の件につきまして、今、各委員のほうから案文を見て検討するという御意見、出すべきだという御意見、いろいろありましたが、今、お手元に配られたものを案にして少し御意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○高橋委員

豊田市議会が議決していただいた意見書の全文をきょうは事務局に取っていただいてお出ししました。

これは、まさに的を射た話になっていますが、少し状況の変化等で間尺に合わない部分があるんですね。それは最初から4行目までの部分、これは総務省の検討経過を受けた報告書、この報告書を受けて国有化に反対するという流れになっているんですが、ここから発展しまして、さっき言ったように税調で出ましたので、税調が出た国有化についてと、こういうふうに置きかえないと、これは少し間尺に合わない。この4行を置きかえたいと。

ずっときまして、次の段落、しかしがあって、またですね、今回の報告書、これも報告書という

ふうに呼ぶのはあれなんで、税調の決定が取りまとめられた経過において国は地方との協議云々が十分にされていないというふうに読みかえていただく、この2つの部分を直していただければ、あと具体的な3の要求事項、これはそのままいただけるし、異論がないんじゃないかというふうに思いますので、最初の4行と中ほどの今回の報告書という部分を情勢の発展に沿って書きかえるということで書きかえの文書を今持っていませんけども、そこを今日的に書きかえるということで新しい意見書を作成したいなというふうに思うんですが、その範囲で御理解いただけるかどうかということです。

○田中委員長

ほかの委員の方、御意見いただけますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

そういう形で、意見書の案を作成していただきまして、本委員会の最後に審議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに自由討議はございませんか。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第65号について、挙手により採決します。議案第65号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第65号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第68号 平成25年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第68号について、挙手により採決します。

議案第68号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第68号 平成25年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○田中健委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時58分

再開 午後3時58分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時08分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第24号 社会保障の施策拡充についての陳

情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○杉山委員

陳情第24号 社会保障の施策拡充についての陳情書であります。

この件に関して、3点から陳情者の方が訴えていらっしゃいます。自治体の基本的あり方について、また、子育て支援などについて、そして、避難所施策拡充についてであります。

この2点目、子育て支援について、特に放射線被爆から子供を守るための食の安全管理等に万全を尽くしてください。また、1番にございます就学援助に対する生活保護者の基準額の少なくとも1.4倍云々等の御意見が書かれてありますけれども、この1番、子育て支援、2番の避難所施策の拡充については異を唱えるものではございません。ほんとにいろんな意味で拡充も必要だというふうにも感じております。

1点目のこの自治体の基本的あり方についての本会議等でも話し合いがございました、滞納整理機構についての問題点の指摘もございました。私もそういった方に対しての市民の方からの訴えもいただいた件もございます。

ただ、そのときもありましたけれども、知立市の場合、窓口対応が大変丁寧にありました。その点の中で、滞納の方も含めてのお話の中で、まず1点目には、この収納の平等性ということも含めて一件一件窓口対応ができる市の今の状態ということを感じます。そういう点では、機構を即、今の状態からまた見直す点は必要かと思っておりますけれども、この1点の分で会派としては、こちらの陳情書に対しましては不採択とさせていただきます。

○永田委員

陳情第24号でございます。私どもの会派もこの社会保障の施策拡充についての陳情書は不採択をお願いいたします。

先ほどもありましたけれども、賛同できる項目もありますが、やはり自治体の基本的あり方、滞納整理機構の税の徴収事務の移管の件とか、項目2の②、義務教育費無料の立場から学校の給食費は

無料、そういったところが私どもの意見とそぐわないものがありまして、そういった理由で不採択をお願いいたします。

○村上委員

私ども民友クラブとして、この陳情第24号については不採択の立場で討論に参加させていただきます。

まず初めに、自治体の基本的なあり方についてなんですが、これ、既に私の記憶で、定かではございませんが、五、六年前に質問をさせていただきました。そのときについては、租税債権管理機構というところで県と一緒にあって取り組んでいたらどうだという質問をさせていただきました。当時につきましては、年間約3億円以上の滞納ということで、なかなか徴収ができなかったという件がございました。そんな中で、税の公平性というところを考えたときに、どうしても支払いが無理な方だとか、支払い能力がない方という部分については、これはやむを得ないということで、市としていろんな施策を講ずるべきだと。

ただし、払えるのに払わないという方については、やはりこういったところできちっとした徴収ということも必要ではないかというふうに一般質問させていただいた覚えがございます。

そういった観点から、まず1点目の自治体の基本的なあり方については、これは税の滞納整理機構という部分をやめてくださいという部分については、私としては反対でございます。

それから、2点目、3点目という部分については、かなり市のほうも努力はされておるということで、こういった点については改善されていくだろうなというふうには私は信じております。そういった点で、この陳情に対して、2の1、2については今後、市のほうは十分考えていただけるという観点から、この陳情については不採択とさせていただきますと思います。

以上でございます。

○風間委員

政策研究会といたしましては、賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

過去より一貫してこういう請願、陳情に関しましては全体の願意を酌み取ってという立場でございまして、ただ、内容的には1番あたりを見ましても、滞納整理機構については移管しないでくださいと、こうあるわけなんです、これわかるんですね、気持ちは。税率は地方税法で定められておりますが、徴収に関しては市町村の条例で定めると、こういうことになっておまして、課税自主権、徴収する権限というのは、やはり自治体、市町村にあるという、そういう考え方が大勢を占めておるわけでございまして、そういう部分でこういう言い回しは理解はできるんですが、さりとて、やはり徴収業務の重要性、今、滞納の部分での状況等を見ますと、やはりなかなか向上がないという状況の中で、こういうものによりどころを得ていくというのも重要なことではないかという考え方は持っておりますが、しかし、全体の願意を見ますと、切実な住民の皆様方の願意を含んでおると。特に2番の1、子育て支援とか、2、避難所、災害対策、バリアフリー化ですね、こういうものはほんとに障がい者に優しいまちづくりという部分では重要な部分でございますものですから、こういう部分はしっかりと充実を図っていくという全体の願意からして賛成という立場で意見を申し上げました。

○高橋委員

陳情第24号について、賛成の立場で若干意見を申し上げたいと思います。

午前中、西村さんが10分ほど陳述されましたが、傾聴に値する御発言だったというふうに思うんですね。流れている考え方は、やはり社会保障そのものをうんと充実させていくこと、これが団体の大きな要望であるにもかかわらず、実際に行われている政府の施策がそうになってないということで、生保の基準の引き下げ、年金の支給額の引き下げ、そして、70歳から74歳までの医療費の窓口負担の拡大の3点を挙げられまして、既にこれらが実施され、今後とも大きな給付の削減、負担の増額が予定されているんだという全体的な視点の上から立って、今回、具体的に1、2、3点を要望されま

した。願意はまことに時を得た内容のものだというふうに思います。

地方税滞納整理機構について、各委員からお話があったんですが、私、一般質問で取り上げましたように、納税の義務、これが市民に課せられているのは当然のことであり、

ただ、問題は、その徴収の仕方が極めて超法規的で、法的根拠がない地方税滞納整理機構というような形で行っているその手法について、私は批判をいたしました。総務省は、要綱で設立された滞納整理機構については認知しておりません。上級官庁はないと言っております。また、これらの発行する文書は公文書とは言えないというふうに言うております。現に知立市の職員が1名出向いておりますが、知立市民以外の滞納者に対応すると、こういうやり方なんです。

確かに差し押さえ、あるいは公売等の強制措置をかなり多用されていますので、今のところは徴収率が上がっておるようではありますが、私は、先ほど風間委員もおっしゃったように、租税法定主義、そして、その租税は地方自治体の固有の事務だということから言うと任意の別組織をつくって併任辞令でやっていいということには絶対にならないというふうに思うんですね。

そのことは設立された皆さんもよく御承知なので、平成23年、平成24年、平成25年の3カ年の暫定と書いてあるんですよ、あの要綱に。平成26年の3月31日をもってこの会は解散する。ただしというふうになっているんですね。3カ年これで徴税していき、職員も結果的には向こうへ派遣されて、納税ノウハウもそれなりに身につけてみえた。私は、そういう点では、その意味での初期の機構の設立の意味は、設立された方からいっても十分対応できているというふうに思うんです。

豊明市が脱退した理由を申し上げました。これは市の職員が自分たちの役所でもう一回きちっと徴税をしていくんだという原点に戻られた。私は、これが正解ではないのかなというぐあいと思うわけであり、

2番、3番については、2番の1、2について

は、これは知立市でもクリアされている問題が幾つかありますし、義務教育無償の立場から学校給食の問題もね、これは直ちに無料にできないかもしれませんが、第2子、第3子の給食費については補助する、減免する、こういう措置も大いに検討に値する内容ではないか。被爆から食の安全を守ることは当然ですし、福祉避難所、あるいはプライベートを担保できるような避難所づくり、これは当然のことです。ぜひ私は、本件について採択していただきますように重ねて申し上げて討論いたします。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第24号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第24号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第24号 社会保障の施策拡充についての陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第25号 消費税率引き上げ中止を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○杉山委員

陳情第25号 消費税率引き上げ中止を求める意見書の提出を求める陳情書に対しまして、不採択の立場から討論させていただきます。

陳情者がおっしゃっていらっしゃる消費税増税の原点は社会保障と税の一体改革、この点に

については、このとおりであります。ここの陳情者に対しましては、この介護保険の改悪などで安心できないというこういう制度になったというお話であります。

しかし、今回、我が党も低所得者に対する軽減税率の問題、そしてまた、子育て世帯に対する臨時給付の特例給付等、また、中小企業の経営者の方々に対する資金繰りの支援に対するような施策等も打ち出しております。国民の皆様が、こういった不安にならないような社会保障への一体改革という形が確かにあったと思っていただけるような形でのこの消費税率に対する活動をしていかなくてはいけないというふうには改めて感じております。今回のこの陳情者に対しましての陳情に対しましては不採択とさせていただきます。

○永田委員

陳情第25号に対して、反対の不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

子どもの会派は、根本的に消費税引き上げに対し反対ではないということで、この陳情項目にもありますように、増税を中止してくださいというはっきりとした趣旨であります。この消費税の引き上げは、先ほども言いましたように、社会保障の税の一体改革、そして、持続可能な社会保障の確立であります。将来のことを考えて、やはりこういった措置も大事ではないかなというふうに子ども会派はそう考えております。

よって、この陳情に対しては不採択をお願いいたします。

○村上委員

それでは、民友クラブとして陳情第25号に対して不採択の立場で討論に参加させていただきます。

我が会派につきましては、税の抜本的な改革という部分については当然取り組んでいくべきであると思いますが、その柱の1つに、消費税というのは欠かせない分野であり、この消費税は広く正確に税の徴収ができるということについては賛成であり、今回、5%から8%に上がって全体的な抜本改革ができていないという部分については、若干の不満は残るものの、消費税ありきという考え

方については従来から変わっていないということで、この陳情に対しては不採択ということにさせていただきます。

以上でございます。

○風間委員

子どもの会派といたしましては、この種の陳情に対しては一貫して賛成で、中止を求める意見書ですから賛成で、引き上げ反対ということできました。

それで、前回の5%のときも社会保障にだけ充てるという約束がいつの間にかほごにされて、ここにありますように公共事業とか何でもありという形になってしまったと。これは、まさしく国民を裏切る行為でありましたし、今回も8%に引き上げる、そして、10%に引き上げれば私も今回一般質問やらさせていただいた子ども子育て支援制度、こういうのにも0.7兆円そこから財源を捻出するようなことを言っておりますけど、これもどういうふうになるのか全く予断を許さないという流れですね。

それとまた景気ですね。これは今、アベノミクスを筆頭に現政権が非常に力を入れておる部分ですが、ここにもありますように、同時に景気対策を5兆円規模でやられると。8%上げると同時にやると。だから景気の落ち込みを心配してやるわけですけど、わかっとるわけなら上げなければいいわけなんですね。今現状、もう少々検討して時期を十分に見きわめて導入するというのであれば、まだ説得性はあるんですが、そういう形ではないと。やっぱりちょっと無理があるなという思いがしております。

いずれにしても、今現状では国民生活、デフレ脱却で値上げがいろいろな部分で市民生活、国民生活を圧迫しておる状況で、なおさら消費税が上がるということは、もうほんとに生活が苦しくなる。生活弱者や低所得者の方々にどのような影響が出てしまうのか、そういうことを考えた場合には、やはり今回のこの消費税引き上げには反対せざるを得ないというところでございます。

○高橋委員

私どももこの陳情に賛成をいたします。これも陳情者、西村さんの御発言が、まさに当を得たものだったと思います。4人家族で16万円の負担増、低所得者に打撃、逆進性ですね。

公明党の今、発言があったんですが、10%になった段階で複数税率で食料品を低税率にするということだったんですが、これは玉虫色で、多数与党は10%時には考えましよう。いつになるのかちょっとわかりませんよというようなNHK、その他の解説があるように、あの内容で低所得者の打撃が担保されたということには全くならないということでもあります。

今回も水道の料金に消費税を転嫁するという話あったんですが、これこそ生活必需品で、13ミリ、20ミリ管については基本的には消費税に転嫁すべきではないというふうに私たちは考えております。

もう一つ西村さんおっしゃったのは、こんなことをしたら景気も底が抜け、財政も底が抜けると。かつて5%にした橋本内閣のときに税収が上がらずに、消費税そのものは増収になったけども、他の法人や所得税は下がって、全体には国の税収は下がってしまった、こういう苦い経験をしているわけですね。

だから、さっき風間委員もおっしゃったように、景気対策と称して従来型の国土強靱計画に沿った公共事業をやると、法人の減税は続けると、こういうことですから、社会保障を充実というのはうたい文句でして、介護保険にしましても、あるいは高齢者医療にしましても、全くその充実の展望と見通しはお互いに確認できない、こういう状況だと思うんですね。

ここにも書いてありますように、経済対策をしなければならぬような増税ではなくて、増税中止こそ最大の景気対策だと。私ども、まさにそういうふうに思うんですね。

私、景気と暮らしを守っていくには、2つのことがどうしても必要だと思うんですね。

1つは、働く人の所得をふやすという経済政策に切りかえるということですよ。アベノミクスは、企業の活動をしやすい環境をつくるということで

法人税の減税、あるいは復興減税の前倒しなども含めてやっておられるようではありますが、これが労働者の賃上げにつながるという保証はございません。大企業がもうかれれば、いずれ雇用賃金、家計に回ってくる、このトリプルダウンという理論ですが、これはおこぼれ経済学とも言われるんですが、これは破綻していることは明確ですね。共産党、一貫してこのことを言ってきました。企業の内部留保を賃金に回せと。昨今では総理大臣も、おっしゃるとおりですと。だから法人税減税しますから復興税の前倒しをしますから、企業の皆さん、賃上げに回してくださいよと、こういうことを言わざるを得ない。まさに内部留保の活用で賃上げをというのは党派を超えた、まさに共通の声になってきているわけですね。

今、270兆円の法人の内部留保があるんですが、これは1%下げただけで8割の企業で1万円の賃上げができるということも明らかになっております。なぜそういうことをしないのかということですね。おこぼれ経済学では、企業は太るけれども働く労働者は生活者に賃上げの波及はないということは明確ですね。

もう一つは、消費税に頼らない税財源を確保するということです。私どもは消費税の増税をなくしても十分やっていけるという立場に立っております。

1つは、浪費の一掃と応能負担の原則、こういう税制にすると。お金持ちからたくさんいただくということでもあります。もうけた企業からしっかりと法人税をいただくという立場であります。

2つ目には、国民の所得をふやす。さっき言ったように、経済改革をしっかりとやって日本経済を健全にする、そして購買力を高める、そのことを通じて経済を動かし、そして税収を上げていく、これが基本ではないのか。なかなか大変な課題ではありますが、消費税率を上げて事足りると、そして景気も暮らしも底が抜けるといような失敗済みの対応は断固として中止すべきだというふうに思います。

以上です。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第25号について、採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第25号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第25号 消費税率引き上げ中止を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第41号 医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○杉山委員

陳情第41号に関しましても、先ほど第25号に述べさせていただきました4月からの消費税増税の実施を中止を求める意見書という形に対する陳情者に対しましては、不採択とさせていただきます。

○永田委員

陳情第41号です。私どもも、この消費税増税に反対する意見書というのは賛成しかねるものがございます。

でも、介護職員に対して改善を求めるものは、さきの市民福祉委員会で、前の陳情ですけども賛成をさせていただきました。

しかし、この陳情項目の中で増税の実施を中止することという陳情項目であるため、賛成しかね

るところがございます。

よって、不採択でお願いいたします。

○村上委員

陳情第41号について、このタイトルございますが、このタイトルと消費税の関係という部分について、これは関連性という部分について、私ども会派もしっかりと検討させていただいたんですが、ほんとに消費税なのかどうなのかというところが十分理解できません。

もう一点は、消費税についての増税の実施を中止することという部分については、一貫して不採択ということで会派として取り決めております。

以上でございます。

○風間委員

陳情第41号に賛成の立場で意見を若干申し上げますが、陳情の趣旨説明の方の御意見も拝聴させていただきまして、大変勉強になったなという思いがしています。

それで、診療を制限している医療機関が2割を超える70病院あると。どういう制限をしているのか、私は初めてこの辺は勉強不足で感じて、こういう部分をもうちょっと教えてもらえたらありがたなかったなという思いはしておりますが、しかし、診療に行っても忙しいとか、医師不足、ここに表記されておりますように、なかなか診てもらえないという状況があるのかなという思いはしたんですが、さらにこの消費税が課せられると、ここにもありますように、診療報酬に消費税が転嫁できんということでございますので、ほかの運営のほうで負担が重くのしかかるということにつながるという関係性が書かれておるわけなんです、私もその辺が果たして消費税だけなのかどうか、会派でも議論になったんですが、関連性というのが少々わかりにくい部分はあるのは事実なんです、これはこれで単独でそういう地域医療の充実ということで出させていただいたほうがよかったのかなという思いはしてるんですが、さりとて、当然消費税上がって、そういう流れになるというのはおおよそ理解はつきますし、医療介護、我々の一番重要な部分につながる制度、ここが後退し

てはならないというわけでございますので、消費税が上がることによっていろいろな影響が出るということを我々はしっかりと受けとめて、こういうものに適切な声を国のほうに上げていくということが重要であろうということで、これは採択でお願いしたいと思います。

○高橋委員

本案に賛成をいたします。

私、きょう、陳述者の林さんという方でしたね、お話を聞いて、改めてよく理解できました。この団体そのものも私、十分承知していないわけですが、きょうのお話では、安城更生病院あるいは刈谷豊田総合病院の組合もここに結集しているという話でしたし、先ほどからお話があるように、医療の機器、関連素材は全部消費税がかかって病院に入ると。料金で転嫁していけば、これは通り道なんです。診療報酬は消費税に転嫁できないということです。その病院がかぶるということになるんですね。それは理屈でよくわかるんです。

きょうのお話では、下町の診療所でも1,000万円程度、総合病院、大きな病院は億単位の負担増になると、転嫁できない。もし転嫁しようと思ったら診療報酬上げてもらうわけですが、そうすると今度、弱者が病院に行くのに窓口負担が上がってしまう。この因果が一体いいのかというきょうの御指摘でした。

林さん、言われました。消費税の是非はともかく、この医療機関の困難な実態に目をしっかりと見開いていただきたい。そして、そういう点で4月1日からの消費税増税に何とか反対の意見書を出してもらいたいという願望でした。これは病院で吸収するということですから、この消費税分をね。これはなかなか大変で、具体的な手法もなしに上げて、後は知らんよというわけにはまいらないわけです。医療は暮らしの大もとをつかさどる機関でありますし、健康・安全、共通の願いであります。先ほどの社会保障の陳情とは少し角度が違う医療現場からの率直な声ですね。

きょう、大変勉強になりました。その角度からも消費税の増税がこんなに大きな影響を与えてい

るということもしっかり学んで本陳情に賛成をしたい。ぜひ中止をしていただきたいというふうに思います。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第41号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第41号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第41号 医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第42号 自治体における非正規雇用・公務公共関係労働者の雇用・待遇の抜本改善を求める意見書に関する陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○杉山委員

陳情第42号におきます自治体における自治体における非正規雇用・公務公共関係労働者の雇用・待遇の抜本改善を求める意見書に関する陳情書に対しまして、採択の立場で討論させていただきます。

公明党は、2008年の改正パートタイム労働法でも施行されました際、それから3年間経過措置の段階でありまして、必要に応じて見直しに向けての検討をするという内容が含まれておりました。パートタイム労働をめぐる実態と課題が浮き彫り

にされたわけですが、現在でも均等待遇というのは、同じ内容の仕事をされても正社員とパートの労働者の方々の賃金が同じだという考え方は欧米だけではありません。

今回この陳情者の訴えの中にもお話がございましたけれども、やはり正規雇用、また、非正規雇用の問題というのは雇用の待遇改善に求められています。

今回、この陳情に関しまして、会派としては賛成の立場とさせていただきます。

○石川委員

私は、この第42号に対しては、不採択でお願いいたします。

と申しますのは、ここに書いてありますように、住民サービスの低下があるのではないかと。非正規の人が多くと住民サービスの維持ができないのではないかと、そういうことが書いてありますが、決してそんなことはないと思います。そこにこの陳情者がおっしゃるように、非正規だから正規だからという、これこそ社会的身分の差別を申しているんじゃないかと、そんなふうに思います。非正規の人たちでもしっかりと働いている人は働いております。

そしてまた、待遇の改善ということでございますが、私は自営業でございますけれども、まちの中でお話を聞いておりますと、いろんな面での待遇の改善ということはあるかもわかりませんが、やはり時給ということになると、市役所って高いんだねとよく言われるんです。それもかなりの方から言われるんですよ。我々の店では、そんな高い時給は出せません。そういうような状況にありまして、さらに体制改善をということもいかなものかということもありますし、また、短い時間働きたいという人がかなりあるんです。今、働き方というのはいろいろな形があります。形態があるわけでありまして、そう1日働けないから、3時間、4時間働けばちょうどいいんだと、そういう方々がたくさんおられるわけです。それは子育てだとか、家庭の事情だとかいろんなことがございまして、正規で長い時間働けないんだとい

う人が皆さん働いてくださってるわけですから、必ずしも待遇が悪い、そしてまた、働き方が悪いというわけではないと思います。

また、あといろんな法律関係について国のほうへ意見を申せということではありますが、国のほうへ、先ほどの委員会の中でも高橋委員が言われましたように、法律を出そうというところで今回は審議ができなかったということでもありますから、今後は国のほうの法律の制定、それらを見守ることが必要だと思いますので、今ここで意見書を出す必要はないと思います。

したがって、不採択でお願いいたします。

○村上委員

民友クラブとして陳情第42号に対して、不採択の立場で討論に参加させていただきますが、きょうは非正規雇用という立場から変わられたのかちょっとわかりませんが、岡田さんのお話をいろいろ聞かせていただきました。岡田さんの話によりますと、そういった部分も否めないわけなんです。そうはいうものの、やはり非正規雇用と正社員というか正規雇用という部分については、今までの経緯の中でさまざまな条件の中でそういった非正規と正規という部分で業務に携わってきた方がおみえになると思います。

そういった中で、今陳情に対して、この場で早々にオーケーよという話にはなかなか結びつかないのではないのかなということで、意見陳述には少し内容的には乏しいかもわかりませんが、この場で賛成というわけにはいかないなということで、不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○風間委員

第42号に賛成の立場で意見を申し上げます。

岡田さんのお話は十分に理解はできました。それで、知立市がパートが職員の5割以上を占めているというのは初めて私も拝聴しまして、それだけ重きを占めている今、現状になっているのかという認識を改めた次第であります。

それで、基本的には職員の場合は地方公務員法における、るる規定がありまして、正規の職員と

非正規のパート、大きな違いがあるんですが、基本的には法律の改正を待たざるを得ないという部分は明らかであります。

ただ、ちょっと余りにも法律が冷たくて、地方公務員法の守秘義務の遵守とか、あるいは選挙活動支援に参画できんとか、そういうのは正規職員と同様の扱い、規定になっているんですが、しかし、こういう給与体系部分ではばつさりと切り捨てられていると。これは確かに岡田さんおっしゃるように、パート側の言い分というのはよくわかるんですね。

それで、法律案件ですから、これはどうすることもできんなど。ただ、ここにありますように、通勤手当、こういう部分でやられてる自治体とやられてない自治体、要は、自治体の了見の中で当市は50人団体中の5団体のほうにはまっています、こういう部分は若干法律の改正を見る前までに何とか解決できん問題なのかと。多少は待遇改善に向けて、そういう部分を図っていく必要もあるんじゃないのかと、ここまでパートの比重が占めているという現状を見ると、そういう思いは強くしておるところでございます。

いずれにしましても、基本は法律改正を待つということでございますが、市当局の今後の検討を期待して、採択ということでよろしく願います。

○高橋委員

本件について、賛成をいたします。

当市は、私、るる申し上げているんですが、非正規が半数を占めるという状況になっています。これ、じわじわときまして、今、過半数が頭割りていくと非正規だということですね。

図書館の司書、20年非常勤嘱託員、きょう話がありましたね。図書館の司書は20年やっても、きのう入った司書と同じ報酬額、そして、加算もなければ手当もないと、こういう環境ですよ。ずっとこれで働く。もちろん働いている司書は私たちも非常勤だけでも公務員だということで必死に働いてみえますから、その部分がサービス低下があるというふうには思いませんよ。だけど、そう

いう働きかたでいいのかと。常勤的な業務については常勤職を充てるというのが地方公務員の大前提ですよ。常勤的な業務については常勤職を充てる。例えば季節になって雪が降ったと。雪の除雪は常勤的じゃないから、それはパートやアルバイトで雪かき専門スタッフで臨時でやることはあるかもしれない。しかし、図書館の司書というのは、図書館が開館している間、これは常勤的な業務ですから、それを特別職がパートで賄ってはいけないというのもまた地方公務員法の大前提ですね。そこは理事者側の皆さんは目をつぶって、非常勤の職員で充ててみえと。20年、悲痛な思いですよ。

さっき通勤手当の話も出ました。通勤手当を出すなら賃金を減らすぞというわけですよ。どちらがいいんだと。通勤手当と賃金は入れかえればいいんだと。通勤手当をちょっと出すなら賃金下げると、こういう話なんですよ。通勤手当を要求されてはいかんで市内から雇いなさいと。市内から雇うことについては、私、反対ではないですが、そういうレベル。そして、かつては有給もあったんですが、半年間、2週間休ませて有給も支払わない。復活して一部有給が取れるようになったんです。

こういう環境がずっと蔓延してきて、しかもそれは石川委員ところの喫茶店ならともかく、公的サービス、地方自治体の行う税で仕事を行うという公的なサービスがそういう関係の人々が奮闘することによって、かろうじて支えられているという環境でいいのかということ厳しくただしていると思うんですね。私は、そうだと思います。

そういう環境だとどういことが起きるかという、やがて正職員の待遇だってもっと下げよということになるんですよ。嘱託や臨時でこれだけやれるんだから、何も正職員がそういう環境で仕事をしなくてもいいと。もう少し環境を劣悪でもいいじゃないかと、こういう議論が発展してきておりますし、現にそういうことで減収になつてんじゃないですか。押しなべて、それはワーキングプアなんですよ。そういう事実関係を広いとこ

ろで高いところでしっかり捉えた上で、当市の働く人々にどういう対応をしていったらいいのか、そういう前向きな議論の中に法改正という方向性をお互いが見出して、そして、せめて非常勤嘱託で20年やってみえる人たちには、例えば2カ月分のボーナスぐらい出せないかどうか、こういう検討をするというのは人事当局のお仕事じゃないですか。だから、そのために法改正の意見書を出してほしいというこの願意。私、総務部長に聞きました。あなたどうですかと。答弁は、さっき聞いていただいたとおりですよ。あなたは保全されているかもしれんけども、あなたの人事権のもとで頑張ってる人々は保全されないということにしっかりと目を向けていただきたいというふうに思います。

我が党は、前々からそういう点で、ワーキングプア、あるいはブラック企業というものを一掃するという事で国会に先ほど申し上げたように臨時であっても諸手当が交付できるような法改正を提案して頑張っているということですし、それから、公共事業の下請で働く人たちも劣悪な状況と。公契約条例つくってくれと。公契約条例ができなくてもガイドラインをつくって、せめて保険の加入、あるいは下請単価の担保ということをやってほしいというふうに求めてきたわけです。まさに法的な措置でこれらの劣悪な実態、劣悪というところちょっと語弊があるかもしれませんが、より労働の環境を整備していくという点で、当市議会が意見書を政府に上げる、国会に上げる、ぜひ実行していただきたいということでもあります。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第42号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第42号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第42号 自治体における非正規雇用・公務公共関係労働者の雇用・待遇の抜本改善を求める意見書に関する陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第47号 特定秘密保護法(案)に関する反対の意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○杉山委員

特定秘密保護法に関する反対の意見書提出を求める陳情書でございます。

朝、陳情者の牧さんからのお話がございました。この会も目、耳、口をふさがれることにとっても寂しさを抱く市民の会というふうになっているとおりの内容に感じられていると思います。決して市民の、また国民の知る権利をふさがれてしまったら、私も含めて、そんな法律ができたら困るというふうには思います。

ただ、今回私は、報道関係も含めて今回の知る権利、これに対してどこまで特定秘密保護法の中で訴えているか、この安全保障の問題をまずどこが何が特定なのか、今回私たちの公明党の国会議員もこの中に入りまして、たくさんの修正案も出させていただきました。まず特定秘密に指定される安全保障に関する情報というのは、防衛、外交、特定有害活動防止、スパイ行為ですね、それからテロ防止、この4つに指定されております。この安全保障上の特定の秘密を保護する必要があるということに関しましては民主党、みんなの党、日本維新の会も共有しておりましたけれども、ただ、先ほどの述べました国民の知る権利、これとのバランスをどうとるか、ここが最大の問題だったというふうに思います。

この知る権利や報道の自由、取材活動は罰せないということを法案に盛り込んで国会に提出をさせていただきました。参議院の審議の最終段階では、この運用をチェックする第三者機関の設置、この実務者の合意が官房長官によって明確に答弁がありましたけれども、ただ、そうはいつでも、国民の皆様が本当にこの知る権利を守れるのか、取材活動等は処罰の対象外であると言われても、ほんとにそうなのか、この曖昧な点について説明責任等が不明確であった、また、報道が一方的に外されたということも今回の不安になられている原因の1つかなとも思います。

ただ、この法案に対しましては、大変必要な保護法でございますので、この陳情に対しましては不採択とさせていただきます。

○石川委員

私は、もう既にこの法案は可決されておりますので、今さら国へということはまず必要ないのではないかと、そう思います。

特にこの保護法については、先ほど杉山委員もおっしゃいましたように、国家を主としたものでありまして、防衛に関すること、外交に関すること、特定有害活動の防止に関すること、テロリズムの防止に関する事項、それを先進国となった国、日本においてそういう秘密が守られないということは非常に他の国との間の関係は大変難しくなります。国内だけで生活できる今、状況ではありません。

もう既に皆さん御存じのように、近隣の国からいろいろな形のものがあります。その際に、やはり同盟国である国々と一緒になって戦わなければ、とても日本という国家が存在しないと、そういうことになるんでありまして、今、私どもが感じますのは、報道関係等が全て非常にネガティブなことばかり報道しております。戦前の日本とは今、違います。先進国の日本であります。そういう点が、全然時代的な背景が違うので、軍国主義になるとか、そういう極端な報道が平然となされているということ自体、私にとっては大変おかしなことかなと思います。やはり必要なことという

のは秘密というものも必要であろうし、知る権利もある程度のことは当たり前のことです。既に総理大臣の記者会見でも言っておるではありませんか。今の皆さんの自由な生活を阻害するものじゃないと、こういうことは明確に言っておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、もう時代背景が違うんだから、そうネガティブにとる必要はないと、そのように思ひまして、そしてまた、今既に国会では可決されました。

したがいまして、この法律ができたわけですから、これからはまたいろいろな運用面のことが議論されてくると思います。それでいいのではないかと思いますので、今から国のほうへ意見書を出すということはもう必要ないのではないかと、このように思います。

○村上委員

民友クラブとして陳情第47号に対して討論に参加させていただくわけなんですけど、先ほど来、杉山委員、石川委員のほうから、るる陳述がございました。私が、またここで述べさせていただくと時間も長くなりますし、内容についても同等のことかなというふうに思います。

ただ一つ言えるのは、閣議決定されたものを知立市議会の中で議論するという部分については必要でないのではないかなということ、不採択とさせていただきます。

以上です。

○風間委員

陳情第47号を採択の立場で、つまり、特定秘密保護法を撤廃、あるいは履行しない、その立場で意見を若干申し上げたいと思います。

まずもって、今回の法案の国会でのやりとり、審議ですね、これは大変遺憾であったと言わざるを得ません。余りにも審議時間不足であったと。これは、ほぼ国民共有する、こういう国会の運営をしておれば現政権長続きしないなという思いはしております。

つまり、自民党代議士の中にもまだ拙速であるという方がたくさんおられると思いますし、きのうの新聞ですね、各種世論8割の国民が今国会に

こだわらず慎重審議をと、こう望んでおったと、こういう中で強行採決にもっていったということ。やはり議会制民主主義というものは、最後は当然法律に基づく多数決の原則はあるわけなんです、その多数決の原則にいくまでの間の審議、ここをいかに深く時間をかけて審議して、そして問題点を明らかにして法案なり政策に反映していくと、こういうことが議会制民主主義、代議制民主主義の原則論であるというふうに思います。そういう部分では、少々今回のこの法案に関する国会審議のあり方というのは背信行為であったのではないのかという思いを強くしております。

それで、この特定秘密法案の目的があるんですが、国民の安全の確保にかかわる情報の重要性が増大するとともに、国際情勢の複雑化に伴いと。我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘密とすることが必要であるものについて、これを的確に保護する体制を確立した上でと云々あるんです。そして、漏えいの防止を図り、もって我が国の国及び国民の安全の確保に資することを目的とすると。もうちょっと第1条は多いんですけど、主たる部分はここです。

それで、先ほど意見もありましたが、なぜ今、安全保障に関する部分、それはすなわち別表で今、御披露のあったような自衛隊の運営とかそういう特定の有害活動防止に関する事項とか、いろいろ外交に関する事項として外国政府、国際機構との交渉と協力をしとか多岐にわたってるんですね。なぜこういうのを今、これだけ短い期間の中で、こういう法律が必要だったのかというのは全く理解できないんですね、私は。今の現状で何の問題があるのかなと。確かに自衛隊でああいう情報が流出したということはありませんが、そういうのからいろいろな状況の上で、こういう法案があったという間に提案されて可決されたという流れもあります。いろいろなそれは本質的な背景的な部分も報道もされておりますが、しかし、それは事実はどこにあるのかわかりませんから、こういう場で論証するのは控えんとかんとは思うんですが、私自身は、こういう法案がなぜ今の時期に、そん

なに危険な状況、国家の安全保障に関して危機的な状況があるのかというのが少々理解できないという部分がまずあるんですね。

それから、第3条に、行政機関の長は別表に掲げる事項に関する情報で漏えいがある我が国の安全に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘密が必要であるものを特定秘密に指定するとあるわけですね。だから、これは行政機関の長でありますから、行政機関の長ということは、各大臣の省庁に委ねられているということで、ここで非常に公平性というのが担保できるのかどうなのか、この辺が心配になってくるわけですね。ですから、こういう部分をもう少々歯どめといいますか、統一性の部分、こういう部分を検証していく必要があるんじゃないのかという部分を感じております。

それから、第21条のほうに、法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して国民の基本的人権を不当に侵害するようなことはあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道、または取材の自由に十分に配慮しなければならない、このようになっているんですが、この国民の知る権利との整合性ですね、この辺を果たしてほんとに担保されている内容になっているのかどうなのか、あるいは今後、運用上そういう部分をしっかりとやっていただきたいというのはあるんですが、しかし、それがどういう形に流れていくのはどうなのか、今の現状では全く不安な状況を私の考えが解消できる状況にはなっていないという現状です。

ですから、やはり国民主権の部分で国民が的確にこの判断できる情報開示といいますか、情報提供、こういうものはやはり国家運営に関して国民主権である以上、国民の運営の上に国会が成り立っていると、こういう考え方に立ちますと、やはりこういう知る権利の重要性、そして情報開示、情報提供の極力国民にそういう部分を提示していく、こういう姿勢というのは、当然行政の一番の責任ある姿勢であるというふうに思います。

ですから、まだまだ不十分であると私は感じておりますこの法案、こういう部分に対しては、やはり地方からより改善、あるいは運用しない、こ

ういう部分からの声をしっかりと上げていく必要があるということで、この件に関しましては採択をお願いしたいと思います。

○高橋委員

陳情第47号について、採択の立場で意見を申し上げたいと思います。

午前中、提出者の牧さんから、るる御説明がありました。私、ちょっとお尋ねしたんですが、提出された時期と実際に国会審議との関係で日程のずれがあったりしまして、きょう審議するこの日は既に、さっき石川委員からもありましたように、法案は可決をされているという状況。改めて陳情者の願意を承りました。この法律が可決されたけども、執行しないようにしてほしいということがあります。1年かけて執行するわけですが、執行してほしいと、しないでほしい。つまり、法案そのもの、法律そのものを撤廃すると、廃棄するということがあります。したがって、委員の皆さんもそうした視点から真摯に議論に参加されるべきだというふうに私、最初に申し上げたいと思います。

それで、さっきもありましたように、なぜこんなに急ぐのかということですね。知る権利、あるいは秘密の保護を含めて国家の基本、人間の基本にかかわるような大問題を、なぜ拙速にこんなに早く決めるのか。しかも強行に次ぐ強行採決ですね。希代の悪法、特定秘密法案をなくせと、廃案だと国会デモが毎日のように繰り広げられました。石破幹事長は、ああいう怒号を上げるデモ行進はテロリストだと、法案の本音をちらりと吐くような御発言がありました。

なぜこんなに急ぐのかと。これは識者の間で言われているんですが、この法律は審議すればするほど重大な問題点が明らかになって、反対の世論がわっとふえるから急いだんだと、こういう声があります。言論界、法曹界はもちろんのことながら、地域の隅々から今、なぜこんなに急ぐのかと、なぜ強行するんだという声が山のように生まれております。そして、この法案は、さっき言ったような強行採決で可決をされました、短期間の十分

な審議なしでね。だから、引き続き廃棄、撤廃の運動を進めるんだということで多くの団体が決意新たに今、取り組んでいらっしゃいます。

私たち日本共産党も戦前戦後、とりわけ戦前の治安維持法、弾圧の時代に我々の先輩は命をかけて平和と民主主義、人々の命を守るために頑張ってきた党として、この言論弾圧の、あるいはかつての戦争を思い起こさせるような暗闇政治に道を開くこの法律を廃棄するために、撤廃するためにこれからも全力を挙げたいというふうに決意をしております。

法案の中身はいろいろ問題がありますが、中心点は3つ問題があります。

1つは、秘密。一体何が秘密かということですね。恣意的判断で特定秘密が拡大するという可能性と危険性があるということです。外交、防衛、テロ、あるいはスパイ、この4分野の情報について主務大臣等が指定すれば、これは秘密になるんだと、こういうことですが、国会審議で明らかになりましたように、際限なくこれが広がるということですね。しかも何が秘密なのかは特定されないし、わからないということでもあります。

こんな状況のもとで人々が言論活動をやる、あるいは取材活動をやる。自分が近づいた情報が特定秘密ということもわからずに活動され、そのまま処刑されるということになる可能性が強いわけでありまして。いくら政府が特定秘密の範囲は別表で定めっていると繰り返しても、秘密の指定要件が我が国の安全保障にとって著しく支障があるというふうに言えば、それは全て秘密になるわけでありまして。まさに広範かつ曖昧である以上に、際限なく指定が広がるおそれがあるわけでありまして。ここに多くの皆さんが今、憂慮の声を上げていらっしゃいます。

牧さんもお話がありましたように、現在でも20万の特定秘密、私は40万だというふうに理解しているんですが、これが自衛隊法なり公務員法でその秘密は守られております。そして今、それを犯した者については現行法できちっと処罰をされております。これ以上の不自由はないわけでありまして。

にもかかわらず、こうした保護法ができるということ自身に際限のない秘密の指定、これに大きな問題があるわけであります。

4党からいろいろ修正が出ました。第三者機関をつくって秘密の指定、根拠を明確にしたらどうかという意見があったんですが、それを内閣の中でつくったり云々かんぬんで、結局修正に応じた皆さんも採決には参加しないという事態でした。まさに名ばかりの第三者機関、名ばかり修正だったということがこの点からも明らかであり、法律の危険性は何も変わらないということは明らかではないでしょうか。

2つ目の疑念は、広範な国民や報道機関にもこの法律が遡及して言論を縛るということであります。この法は2つ目の問題点として、懲役10年以下、1,000万円の罰金ということで重罪と威嚇、こういうものに道を開いたことでもあります。ジャーナリストの取材は自由だよと石破氏が言ったその舌の根も乾かないうちに、しかし、そういうことで報道して人々に犠牲があったらジャーナリストとしてどういう責任をとるのかということと直ちに威嚇をします。ここにもこの法律の重い罰と内容が示されているというふうに思うわけであります。広範な国民の日常生活、報道の自由にも大きな影響を与えます。確かに知る権利を最大限保障するということが法律にうたわれておりますが、それは憲法の明記でありまして、あえて法律でそういうたぐいのことをうたわざるを得ないところにこの法律の問題点があるというふうに思うわけであります。

しかも秘密を扱う人々、自衛官とか公務員、これらの人々については、秘密を扱うにふさわしい人格かどうかということで適正評価を行うことになっております。精神的疾病があるのかどうか、飲食の節度、借金、国民の機敏なプライバシーを根こそぎ調べ上げる国民総監視の仕組みがこの法律でつくられたという問題点があるわけであります。

3つ目には、国勢調査権をも侵害するという内容であります。

法案は特定秘密と指定されれば情報の国会への提出さえ政府の裁量に委ねられております。また、秘密会にして提出された秘密を同僚議員に話すだけで、あるいは党派の中での議論をするだけで重罪にかけるなど、国会の国勢調査権、議員の質問権を乱用する、侵す、こういう危険性があるわけであります。

私は、このような悪法を短期間で決着させた自民公明与党会派に強い怒りを持つわけですが、同時に、たとえ国会の多数を頼んで強行しても法案の施行を許さない、廃止も求める一層の燃え上がるような世論になっていることをきちっと確認したいと思います。

安倍内閣は今度の法律で、みずからの命の墓掘り人を用意したわけであります。この暴走を突破口に憲法の明文改憲、狙いは集団的自衛権の行使の容認や国防軍の創設、これに照準が当てられていることは疑いのないところではないでしょうか。強権と戦争国家への道を許さない国民の団結を一層固めてこの法律の廃案撤廃、このことを求めて頑張ることを表明して本陳情の賛成するものであります。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第47号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第47号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第47号 特定

秘密保護法（案）に関する反対の意見書の提出を
求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定
しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 5 時 20 分

再開 午後 5 時 21 分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより、議案第65号 平成25年度知立市
一般会計補正予算（第5号）で自由討議されまし
た、地方法人課税のあり方等に関する意見書の件
を議題とします。

ただいまお手元に意見書案が配付されましたが、
それに関しまして御意見をいただきたいと思いま
す。

○高橋委員

短い時間につくっていただきまして、これで結
構です。

○石川委員

これで結構でございますので、これを提出して
いただければと思います。

○風間委員

これで結構でございます。

○杉山委員

1行目ですね、平成25年12月12日、自民公明両
党は決定した2014年税制改正大綱において、この
内容においての部分が今回意見書出さんですが、
そのほかの税制の改正の大綱全てにというものが
出ませんか。若干違和感があるんですが。私は意
見がまとまってませんけども。

○田中健委員長

題はそのまま地方法人課税のあり方等に関して
というふうに限定しているので、その中における
というニュアンスでよろしいかと思います。

○村上委員

今、読まさせていただいて、結構でございます。

○田中健委員長

各委員から御意見を伺いました。提出されまし
た案でよろしいのではないかとということです。

この形で本委員会から提出させていただきたいと
思います。

なお、意見書の案について、提出者は副委員長、
賛成者は委員長、議長を除く賛成委員として最終
日に議員提出議案として上程させていただきます
ので、よろしく願いいたします。

以上で、本委員会付託された案件の審査は全て
終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につ
きましては正副委員長に御一任願いたいと思いま
すが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中健委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会いたします。お
疲れさまでした。

午後 5 時 24 分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証す
るためにここに署名する。

平成 26 年 3 月 31 日

知立市議会企画文教委員会

委員長 田 中 健